

総務企画委員会記録
<第3号>

平成25年第4回沖縄県議会（6月定例会）

平成25年7月4日（木曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成25年7月4日 木曜日
開 会 午前10時03分
散 会 午後3時0分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 平成25年 沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆
第1回議会 の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する
乙第11号議案 不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する
条例
- 2 乙第2号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
- 3 乙第3号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 4 乙第9号議案 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
- 5 乙第10号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 6 乙第11号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 7 乙第12号議案 沖縄県公害審査会委員の任命について
- 8 陳情平成24年第84号、同第85号、同第96号、同第112号、同第122号、同第
129号、同第184号、同第185号、同第187号、陳情第8号、第11号、第18号、
第22号、第23号、第25号、第35号、第39号、第43号、第46号、第50号、第63
号、第64号、第66号、第67号及び第77号
- 9 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委員	長	山	内	末	子	さん
副委員	長	末	松	文	信	君
委員		新	垣	良	俊	君
委員		仲	田	弘	毅	君
委員		具	志	孝	助	君
委員		照	屋	大	河	君
委員		高	嶺	善	伸	君
委員		玉	城	義	和	君
委員		吉	田	勝	廣	君
委員		前	島	明	男	君
委員		渡久	地		修	君
委員		當	間	盛	夫	君
委員		大	城	一	馬	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	又吉	進	君
基地	防災	統括	親川	達男	君
総務	部	長	小橋川	健二	君
総務	統括	監	比嘉	徳和	君
総務	私学	課長	大村	敏久	君
人事	課	長	砂川	靖	君
税務	課	長	金城	聡	君
企画	部	長	謝花	喜一郎	君
環境生活部	環境政策	課長	古謝	隆	君
環境生活部	環境保全	課班長	仲宗根	一哉	君

土木建築部用地課収用班長	大 城 勝 博 君
警 務 部 総 務 課 室 長	仲 榘 勝 吾 君
生活安全部生活安全企画課参事官兼課長	並 里 博 君
交 通 部 長	砂 川 道 男 君
交 通 規 制 課 長	伊 波 一 君
交 通 規 制 課 管 制 官	野 原 淳 君

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

平成25年第1回議会乙第11号議案、乙第2号議案、乙第3号議案、乙第9号議案から乙第12号議案までの7件、陳情平成24年第84号外24件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、総務部長、企画部長、警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、平成25年第1回議会乙第11号議案沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

なお、本議案につきましては、2月定例会において提案されましたが、なお慎重に審査及び調査する必要があるとの理由で継続審査となった議案であり、前提例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いします。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 それでは、お配りしております資料平成25年第4回沖縄県議会（6月定例会）乙号議案説明資料の1ページをごらんください。

議案は資料平成25年第1回沖縄県議会（定例会）議案抜粋版をごらんください。

総務部が、平成25年第1回定例会に提出し、継続審議となっている乙第11号議案沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例についてですが、前定例会以降の新しい事実はございませんので、説明を省略させていただきます。

県としては、法律が既に改正されていることや、県民や企業の経済活動等に

配意し、一定の周知期間と準備期間を設けて条例を公布する必要があると考えています。

以上のことから、乙第11号議案については、今議会で速やかに議決をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

乙第11号議案については、以上でございます。
御審査をお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、平成25年第1回議会乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、平成25年第1回議会乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 次に、資料の2ページをごらんください。

乙第2号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、県立病院のリハビリテーション部門の体制を強化するとともに経営改善を図るため、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の増員を行うことに伴い、病院事業局の職員定数を47人増員し、2654人へ改正するものであります。

乙第2号議案の説明は以上です。

御審査をお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 今回の定数増で、どこがどのように改善されましたか。

○小橋川健二総務部長 リハビリの職員を増員することによって、中部病院、南部医療センター・こども医療センターにおいては、土曜、祝祭日のリハビリが可能になるということ、宮古病院、八重山病院におきましても、体制の強化が図られますので、患者サービスが一段と向上することになりますし、加えて病院の収支にも寄与することになると考えております。

○渡久地修委員 各病院ごとの定数増の人数を教えてください。

○小橋川健二総務部長 北部病院が理学療法士4名、作業療法士2名の合計6名でございます。中部病院が理学療法士11名、作業療法士2名、言語聴覚士2名の合計15名です。それから、南部医療センター・こども医療センターが理学療法士10名、作業療法士2名、言語聴覚士2名の合計14名です。宮古病院が理学療法士3名、作業療法士3名の合計6名です。八重山病院につきましても、理学療法士3名、作業療法士3名の合計6名。合計で47名ということでございます。

○渡久地修委員 各病院の数というのは、各病院からの要望に沿った数ですか。

○小橋川健二総務部長 これは最終的には病院事業局長からの要請でございます。要請どおりの数字でございます。

○渡久地修委員 経営改善が図られるということですが、具体的にどれぐらいの改善になりますか。

○小橋川健二総務部長 47名ふやすことによって、人件費がもちろんふえますけれども、診療報酬が増になるということで、単年度で約1億5000万円ほどの収支改善が見込まれております。

○渡久地修委員 47名という数ですが、定数をふやせば一時的に黒字がふえるのか、これは余りふえ過ぎてもいけないと、いろいろなバランスがあると思うのですが、この47名というのは今の病院—もっとふやす必要がある数なのか、

これは最大限ふやした数なのか、あるいはもっとふやせる数なのか、その辺はどうでしょう。

○小橋川健二総務部長 今回の増員によって、土曜、祝祭日のリハビリができるということになりました。それから、宮古病院、八重山病院については、施設基準1というものを取得するということになりましたので、当面、47名をふやせばマックスとは言いませんけれども、十分医療ニーズに対応できるような体制になると思います。

○渡久地修委員 これは最大限必要な数を全部満たしているわけではなくて、当面はこれでやってみて今後の推移を見るということでもいいですか。

○比嘉徳和総務統括監 今回の措置により、北部病院ほか全ての病院がリハビリ基準に関して、施設基準1というものを取得しておりますので、当面はこれで推移を見守って需要を見たいというふうに考えております。

○渡久地修委員 あと、今回7対1看護にする意味での看護師の増員がないのはどうなのか。それから今後、看護師の定数増についてはどうなのでしょう。

○小橋川健二総務部長 7対1についても引き続き病院事業局と調整、協議を続けており、収支的などころで、お互いのすり合わせをしております。それで、北部病院については亜急性期という病床を導入しておりますので、その運用状況をこの3カ月の間で検証する必要があると、その後で7対1をどうするかということになるかと思っておりますので、引き続き検討中でございます。

○渡久地修委員 3カ月となると、12月議会は間に合わなくて、やるとしたら次年度から看護師の増員も検討するということになるのですね。

○小橋川健二総務部長 時期的にというのは申し上げるのは難しいのですが、7対1については現在も継続してやっていますので、そこは亜急性期病床の運用状況がはっきりすれば、そういった収支がはっきり双方で確認ができれば、できるだけ早い時期でやりたいと思っております。

○渡久地修委員 ぜひ、7対1看護ができるように早急に看護師の増員をやってください。これを要望して終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 理学療法士と作業療法士ですけれども、作業療法士は3分の1ですが、これは看護なら看護師数はわかるのだけれども、職業の違いとか、どういう仕事をするのですか。

○比嘉徳和総務統括監 理学療法士に関しては、基本的な動作、立ったり、歩いたり、座ったり、寝たりという基本的動作を理学療法士はサポートするものでございます。作業療法士は手作業というふうな形のもので動いて、社会復帰に備えるというような、基本動作よりもちょっと高度な動作になります。それから、言語聴覚士というのは、発音や嚥下とか、物を飲み込むとか、そういったところをサポートするような役割を担っております。

○吉田勝廣委員 そういう方々は、例えば、脳卒中とか肩回りとか全身とか。あと、作業療法士は、大体精神科だとか、そういうふうに言われるわけですよ。今回は精神科がないので。そうすると、リハビリ学院があって、作業療法士とか理学療法士とか卒業していくのだけれども、将来の方向性として一例えば理学療法士の学校が2つか3つぐらいあるのだけれども、そういう方向性というのは大体わかりますか。将来、脳卒中の患者が何名いて、恐らくそういう意味で、各病院は採用、配置すると思うのですよ。14名とか6名の配置というのは。そういう患者さんがいるから必要なのだと、そのところを説明してくれませんか。例えば、中部にはそういう患者さんは多いとか。私は、なぜ今、精神科がないのかなと思っているのですが、その辺の説明をお願いします。

○比嘉徳和総務統括監 県内にリハビリの専門学校は2校あり、毎年330人程度リハビリの技術者が世上に出ているということになります。一方、我々は、高齢化社会を迎えますので、脳卒中等の発症率も高くなっていくことが当然予想されます。それに見合った形のサポート体制というのを考えながらやっていく必要があるかなと思います。それから、精神病院に関する作業療法士、今回は措置はしていないのですけれども、これについてはどのような形がいいか病院側と鋭意詰めておりますので、その中で結論を見出していきたいと考えております。

○吉田勝廣委員 これは総務の話ではないかもしれないけれども、いわゆる将来どうなっていくとかありますよね。要望がふえるという、ふえてこのようなニーズがあるわけですから。また7対1とか、施設基準1というのは最高なものなのか、我々はわからないわけです。患者さん何名に対してこれだけ必要なのだという、これは科学的ではないですよ。要するに、何名いるから何名必要なのだという。これは病院で検討していると思うのですが、そのデータがあればこっちはスカッといくのですよ。スカッといかないものだから。

○小橋川健二総務部長 医療行政全般をつかさどるところではないものですが、お答えしづらいのですが、今回の増員は、例えば中部病院、南部医療センター・こども医療センターが急性期病院なのですね。それで、例えば金曜日に脳血管障害の患者さんが運び込まれたとしますと、そういう患者さんについては、リハビリを早期開始するということが早い回復にもつながるようです。現在のところ、土曜とか祝祭日とかリハビリができる体制になっていないものですから、今回の増員で中部病院、それから南部医療センター・こども医療センターについては、土曜日もそれから祝祭日もそういう体制をとるということで、現在いらっしゃるニーズのある患者さんも早期な回復にもつながると思っております。

○吉田勝廣委員 リハビリは早期にしないといけないですね。1週間勝負、2週間勝負、3週間勝負というものがあるものですから。皆さん専門家ではないから別として、そういう将来の方向性みたいなものが—もちろん看護師もそうですし、どういうふうになっていくのかと。それから、また民間病院との関係も出てくるので—そこは総務部の関係ではないですね。終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 今回、47名の定数増について評価したいと思います。これにより診療報酬制度に伴う医業収益の改善にも大きく貢献するという、総務部長からそういう医業収益に言及した増員の説明は初めて受けるような気がいたしました。そういうことで、普通の公営企業とは違い、診療報酬制度という国の医療法に基づく複雑な仕組みがありますので、ぜひ現場の医療水準の確保が—特に職員の定数の確保という意味で医業収益の改善につながるようなことであれば、積極的に職員増も含めて今後とも取り組みをお願いしたいと思

ます。そこで、改正前の配置定数、現行の定数を教えてください。

○小橋川健二総務部長 現行の定数が2607名です。定数全て使っているようにございます。

○高嶺善伸委員 健全化計画が立てられて、その改善が見込まれてきたわけですが、これまで病院事業局担当からも定数増による大幅な収益の改善が見込まれたということで、この4度にわたる定数改善、これについての収益増に寄与した定数増については総務部長はどのような認識をお持ちでしょうか。

○小橋川健二総務部長 これまで3回にわたって定数増を図ってまいりました。その際には、県立病院の役割といったことからの双方での検証がありましたし、それに加えて将来の収益、収支がどうなるかというようなことも検証いたしました。その結果としての増員でございます。この数年、病院事業も、繰り出しもかなりの増がございましたけれども、内部努力もあって収益構造も改善をしたということでございますので、それは、具体的にどれくらいとは申し上げにくいのですが、やはり定数増の部分も寄与しているのではないかと考えております。

○高嶺善伸委員 やっぱり医師、看護師、コメディカル、あるいはソーシャルワーカー含めて、各病院現場にはいろいろなニーズ、要望があるわけですね。それは、従来の定数増で合わせて成果も出てきたわけですが、今回の47人の増員のほか、今現場と話をしておられる職員定数の増の可能性も含めて、今年度内はどのような見通しを持っておられますか。

○小橋川健二総務部長 先ほども少し申し上げましたけれども、例えば北部病院の7対1看護の部分、そこは亜急性期病棟という20床ぐらいの病床を設けて、これは7対1看護に移行する前に、要するにベッドコントロールをやらないといけないということがありまして、その亜急性期病床の運用を今検証しているところです。そこがうまくいって、収益改善につながるということになれば、早い時期に、私どもとしても対応したいと思っております。

○高嶺善伸委員 そういう意味では、年度内に現場の要求と医療水準の確保のために定数増も予定していると受けとめてよろしいですか。

○小橋川健二総務部長 この亜急性期病床の運用状況を検証して、その結果いい結論が出れば、そういう7対1看護についても今後取り組んでいきたいと思っています。

○高嶺善伸委員 最後ですが、やはり医療の、特に離島の拠点となっている県立病院は、他に紹介できない、選択肢がないという意味で、許可病床数をぎりぎりに稼働させるというのが難しい。そういう意味では、例えばの話ですが、県立八重山病院は許可病床数は350床あるのですよ。しかし、実際に稼働しているのは280床前後です。今後、国境であるための感染症、患者への対応であるとか、あるいは国内、国外含めての外国人観光客の増、流動人口という意味でもなかなか県民だけとは考えられない部分もあって、いろいろな医療体制の確保が総合的に配慮されるべきなのです。また、例えば今、耳鼻咽喉科の医師が欠員になって診療科目を閉鎖しないといけませんが、新たな医師の手配ができない。これもやはり定数の枠組みでなかなか余裕がないというのも原因になるわけですよ。だから、各県立病院ごとに、特に離島の場合は定数の考え方、配置の考え方にも応分の配慮をすることによって、知事がおっしゃっているユニバーサルサービスとしての離島医療の水準を確保できるのではないかと思います。そういう意味で、ぜひ今回の定数改正に伴って、さらに現場の要求を聞くときには医業収益の改善も必要ですが、離島特有の医療水準の確保という面での定数の配慮も、ぜひ意見交換の中で配慮をしてもらおうと、そういう県政であってほしいと思っていますが、部長、決意を聞かせてください。

○小橋川健二総務部長 全体の病床の問題は私が申し上げる任にないわけですが、ただ、その定数とか病院の運営ということについて、特に離島の病院は、安心して住み続けられるための大きな心のよりどころではありますし、それからもう一つ大きな観光資源でもあると思っています。観光客の皆さんが来て急病になったりということもありますので、そういうふう認識をしております。ですから、個々の事情をよくよく聞きながら私たちも対応してまいりたいと思っています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 説明資料3ページをごらんください。

乙第3号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、地方税法の一部改正により金融・証券税制の見直しが行われたこと等に伴い、県民税に係る条例の規定を整備するとともに、知事等が県税に関する条例又は規則に基づき行う処分について理由を示すこととする等のため、沖縄県税条例の一部を改正するものであります。

具体的には、まず、平成25年度税制改正において金融・証券税制の見直しが行われたこと等に伴い、県民税に係る条例の規定を整備することといたします。

1つ目に、金融機関において個人の口座と法人の口座を区別して管理することになったことから、平成28年1月1日から、法人に係る利子割を廃止することといたします。2つ目に、平成28年1月1日から、金融商品に係る損益通算範囲を拡大し、及び公社債等に対する課税方式を変更することといたします。

3つ目に、県民税における住宅ローン控除について、消費税率の引き上げに伴う影響を平準化し、及び緩和する観点から、対象期間を延長し、及び控除額を拡充することといたします。この改正については、平成27年1月1日から施行することといたします。

次に、県税の賦課徴収に関する処分の適正化と納税者の予見可能性の確保に資するため、知事及びその委任を受けた所長が県税に関する条例及び規則に基づき行う処分について、沖縄県行政手続条例の規定に基づき理由を示すことといたします。この改正については、条例の公布の日から施行することといたします。

乙第3号議案の説明は以上です。

御審査をお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○**渡久地修委員** 今の議案の概要説明（２）の処分の適正化と予見可能性の確保、これをもう少し具体的に説明をお願いします。

○**金城聡税務課長** 県税の課税とか、徴収を行う上では、県民の財産を差し押さえたり、換価処分をしたりするわけですが、その内容というのは県民の立場になってみれば不利益をこうむるような内容が本質的にあります。そういう県税の賦課徴収処分について、これまで行政手続条例の適用を除外するという規定になっておりました。このことについて県民においては、県税側が賦課徴収することが一方的に感じられるというような気運がありまして、そこで税の透明性を図るべきではないか、県民において税が正しく課税されているとこの予見を与えるべきではないかというような趣旨で国税徴収法が改正されました。その改正については国税の賦課徴収処分についての適用ですが、その考え方は県税の賦課徴収処分においても同じであろうということで今回の条例で県税の賦課徴収処分のうち、不利益になるような処分について行政手続条例を適用して、県民の予見可能性を確保したり、県税の処分の適正化を確保する観点から、不利益の処分をするべき理由がありますという理由を付記して、処分をするということになった次第であります。

○**渡久地修委員** もっとわかりやすく聞きます。例えば滞納した場合、これまでの一般的なやり方とこの条例改正した後では、ここがどう変わるのかということをお教えください。

○**金城聡税務課長** 県税の賦課徴収処分をするに当たって、滞納者がいる場合には、各県税事務所の徴税吏員一徴税の賦課徴収をする権能を有している者が差し押さえ調書というものを作成することになっています。現行の法体系、条例の体系においては、「下記のとおり、滞納金額を徴収するため財産を差し押さえます。」という程度の表現になっております。これは理由を付記する必要が、行政手続条例を適用除外されているものはないものですから。改正後はですね、同じような差し押さえ調書をつくるに当たって理由を付記することになり、次のような形になります。「下記の滞納県税が督促状を発した日から起算して10日を経過をした日までに完納されていないことから、当該滞納県税および滞納処分費を徴収するため、沖縄県税条例17条1項の規定により、あなたの下記財産を差し押さえました。国税徴収法54条の規定により、この調書を作成しています。」というふうに差し押さえを受けた側の立場に立って、なぜ差し

押さえをしたのかがよりわかるような具体的な事実認定を理由の中に明らかにしていくという形になろうかと思えます。

○**渡久地修委員** 差し押さえられたというのは今わかったのですが、その差し押さえまでの過程、例えば納期がありますよね、そこから滞納になったときに段階的に催告とかいろいろやりますよね。その辺の手續というのはこれまでと変わらないのですか。それももっと細かくなっていくのでしょうか。

○**金城聡税務課長** 滞納処分をするまでの手續というのは今までと同様であります。納期がありまして、納期を一定期間徒過したものについて督促状を発付しまして、督促状で納期を指定しても納めない場合、これは個別に臨戸訪問などをして納税を慫慂するわけですけれども、それでも納税がなかった場合、完納を求めるために差し押さえをするということが法律で定められていますので、その手續をとっていくということになろうかと思えます。

○**渡久地修委員** この皆さんが差し押さえをするまでの過程において、これは納める側の立場に立って、一方的ではなく、可能な限り懇切丁寧にとというのが求められていると思うのですけれども、それは今のもので十分だと思っておりますか。

○**金城聡税務課長** 各県税事務所の徴税吏員において、法律を熟知した上で法律の規定に基づくと納税義務が当然あるということを説明をした上で、その納税義務に基づいて納税するためにあなたは所要の財産をお持ちですというふうな形で丁寧に説明しているというものと認識しております。

○**渡久地修委員** 部長、例えば今のような処分、いわゆる差し押さえ。ここに至らないほうがいいですよ。だから、非常に丁寧に、より丁寧に、皆さんはやっているというのだけでも、差し押さえされた側から相談が来ると一方的だという訴えもかなりあるのですが、そこはよく納税者の立場に立ってこれからも丁寧に細かくやっていくということで臨んでほしいのですが、どうでしょうか。

○**小橋川健二総務部長** 私どもの仕事も税で仕事しているわけでありまして。それからもう一方、税には公平性という観点もございます。ただ、やはり納めていただくということでもございますので、委員おっしゃるようにその手續の途

中、途中はやはり丁寧に行うべきだと思っておりますし、職員もそうするものだと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
当間盛夫委員。

○当間盛夫委員 この課税徴収の適用の部分で、年間大体どれくらいの金額、件数なのかというのは把握できますか。

○金城聡税務課長 県税の収納額というのは900億を超えるものがありまして、膨大な件数があるわけですけれども、その中で不利益処分というのは納税義務を履行しない方々を対象にするということになるかと思っています。そのような不利益処分になるような類型を県税の事務の中で言いますと、81類型ぐらいあるかと思っています。81類型のうちには、理由を付記すべきものとして不利益処分にかかるものが52類型。もう一つ理由を付記すべきものに、申請を却下するとか、不承認にする場合も理由を付記しますけれども、それが29類型ぐらいあって、その類型に該当するそれぞれの件数というのはデータがありませんけれども、そういうタイプの形であろうかと思っています。

○当間盛夫委員 今回、国税がそういう形をとっていて、県税もそのことをやっっていこうということになるのですけれども、これまで理由を付記しないで起こったトラブルというのはどういう事例があるのでしょうか。

○金城聡税務課長 今回理由を付記するというのは、大きく理由が2つあるかと思っています。県税の処分の適正化と、あと納税者側にとってみれば争点を明らかにして、不服申し立てなどをやりやすくしてあげるという2つの観点から理由を付記しますけれども、現行の取り扱いでもこの2つの事情に鑑みて、理由を一部付記しているものもございます。とても重要な内容を通知する場合、相手方にその論点を明らかにする必要がある場合、そういうものについては様式の中に、例えば承認しなかった理由とかそういう欄を設けて、既に書いている部分もございます。

○当間盛夫委員 こういった分で善意だとか悪意だとかいうことでもないのかもしれませんが、先ほどからあったように、やはり納得できない部分でのものがあったりするわけですから、やっぱり理由はしっかりと丁寧に説明するというの

は一県税の部分で社会も成り立っているところがあるわけですから、平等な観点という意味合いからも大事な部分があって、納得して納税をしてもらうということも必要だなと思っておりますので、ぜひその辺はしっかりとした丁寧なものをつくってもらえればいいかと思えます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第9号議案沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 説明資料4ページをごらんください。

乙第9号議案沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について御説明いたします。

この議案は、収用委員会委員2人が平成25年7月22日で任期満了するほか、予備委員1人が平成25年7月22日で辞職することに伴い、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

収用委員会委員は、土地収用法第52条第3項の規定により、法律、経済または行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正に判断できる者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

収用委員として提案いたしました赤嶺真也氏、友利聖子氏、また、収用予備委員として御提案いたしました古堅豊氏は、弁護士として法曹界で活躍され、法律に関しすぐれた経験と知識を有していることから、収用委員会委員及び予備委員として適任でありますので、議会の同意を得て、任命したいと考えております。

乙第9号議案の説明は以上です。

御審査をお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 渡久地修委員。

○渡久地修委員 収用委員会の仕事は何でしょうか。

○小橋川健二総務部長 収用委員会の業務といたしまして、裁決事件の受理や裁決手続の開始を決定するほか、審理方針の決定、問題点の整理、裁決書の決定などを行い、必要に応じて公開審理の開催をしたりというような業務でございます。

○渡久地修委員 いわゆる県の公共用地取得に関して、それを相手方が同意できなかった場合に、強制収用するときに、この収用委員会が判断するということになるのですか。

○大城勝博用地課班長 収用委員会の活動状況としまして、定例会ということでは起業者のほうから任意交渉がうまくいかなくて収用に上げたいということでは来た場合に、収用委員会のほうで今後どういうふうにやっていくかということ判断するということになります。そういうことで、月1回の定例会というのがあります。それと、プロジェクト会議ということで、一般事件について数名の委員で分けて担当するとか、公開審理とか、現地の調査とか、そういった活動を行っております。

○渡久地修委員 起業者と言っていましたけれども、具体的にどこになりますか。

○大城勝博用地課班長 公共事業の施工者をいいます。

○渡久地修委員 ですから、公共事業の施工者というところですか。

○大城勝博用地課班長 例えば県ですと、県の土木事務所が工事したりとか、市町村でしたら市町村の土木事務所になったりとか。

○渡久地修委員 国のものも県収用委員会がやるのですか。県のものも県収用委員会が、市町村のものも市の収用委員会がやるのですか、ということ聞き

たいのです。

○大城勝博用地課班長 全て収用委員会というものは県のほうに位置づけされているものですから、国のものも県のほうでやります。

○渡久地修委員 市のものは。

○大城勝博用地課班長 市のものも同じく県のほうで行います。

○渡久地修委員 公共事業に係るものは、全部この収用委員会に相手方が同意していなければ係るわけですね。これは任期は3年ですよ。

○大城勝博用地課班長 3年です。

○渡久地修委員 ちなみに、この3年間で、収用委員会に何件かかって、どのような結論が出たのか教えてください。

○小橋川健二総務部長 公共事業なのですが、これの収用裁決関係で裁決があったのが平成22年、21件。それから平成23年、7件。平成24年が6件でございます。そのほかに駐留軍用地関係の使用裁決、平成22年はございませんで、平成23年が11件、そして平成24年もございませんで。

○渡久地修委員 ちなみに、部長が今言った駐留軍用地は除いて、平成22年の21件、平成23年7件、平成24年6件の国、県、市ごとにわかりますか。

○大城勝博用地課班長 平成22年度からいきますと、沖縄県が15件、市町村が6件で21件。平成23年度ですと、沖縄県5件、市町村2件。平成24年度ですと、沖縄県4件、市町村2件となっております。

○渡久地修委員 部長、沖縄県が圧倒的に多いけれども理由は何か。事業が多いのか、それとも用地交渉がうまくいかないというのが多いという意味でしょうか。

○小橋川健二総務部長 用地交渉についてのお話ですけれども、そういうことではないとは思いますが。事業量が多いのではないかなと推察いたします。例え

ば平成22年度に裁決を受けた中でも、新石垣空港関係ですとか、宮古の都市計画道路ですとか、あと県道110号線の改築工事でありますとかといったものが大部分を占めておりますので、そういう意味では公共事業がかなりの量あるということによるものではないかと思えます。

○渡久地修委員 この収用委員会にかけた場合の結論というのは、起業者側が求めた結論にほとんどなるのでしょうか。

○小橋川健二総務部長 そこら辺のところは持ち合わせてはいないようでございます。

○渡久地修委員 では、起業者側が裁決を申請した場合に、起業者の申請がおかしいと却下になった事例はあるのでしょうか。

○大城勝博用地課班長 却下となった事例はないです。却下というのは収用委員会に上げるときに、要件を満たしていないというときに却下になるものですから、普通は却下というものはないです。あとは裁決という結果しか出てこないと思えます。

○渡久地修委員 だから、この裁決というのは起業者側が求めたとおりに全部裁決されているわけでしょうか。

○大城勝博用地課班長 収用委員会とすれば、公正中立な立場で起業者側と権利者からの意見を聞いて判断するということになっています。

○渡久地修委員 公平中立でやっているというのは当然ですよ。私が聞きたいのは、結果は起業者が求めたものが100%で、これが公平中立という判断をされているのですかと。そうではなくて、収用される側の住民とかから起業者側の言い分はちょっとおかしいよというのが出たことがあるのかとか、そういう事例を聞きたいのですよ。さっきの件数のうち、どうですかと。

○小橋川健二総務部長 そういうデータは今持ち合わせていないようでございます。

○渡久地修委員 部長、この収用委員会というのは、個人の財産にかかわるも

のだから相当厳重に審査をして、本当に公平中立にやらないといけませんよ。そういう人たちの委員を任命するわけだから、過去の事例がどうだとかというのはきちんとデータを示してやらないと、それがありませんということだったら、これは収用委員会というのは形骸化しているのではないですかということになりかねないわけですよ。そうなってはいけないから聞いているのですよ。そこはきちんと、今言った資料などは後でもいいのでぜひ配付してほしいのですけれども。また、次からはこういったものはきちんと準備してほしいのですが、どうでしょうか。

○小橋川健二総務部長 わかりました。収用委員会は個人の財産権を制限するわけですから、やはり慎重に審議を進める、あるいは公平中立な立場で進められる方々でなければいけないと思っています。今回提案いたしております方々もですね、弁護士会の推薦を受けて、あるいはそのほかの委員の皆さんも経済ですとか、土地の鑑定ですとか、そういったものに非常に専門家の皆さん、公平中立に判断ができる方々だと思っています。今のは資料のお話の件については、今後そういう事案がありましたら、きちんとそろえて御提供できるようにしたいと思います。

○渡久地修委員 収用委員の委員の皆さんはそういう立場でやると思いますが、それを支える事務局もそういう立場できちんと臨んでいかないと、事務局の皆さんが具体的に仕事をしていく上で、そういう県民の権利を制限するという非常に重要な立場に立つわけですから、そこはきちんとした、本当に一点の曇りもないような公平中立にできるような資料もちゃんとそろえて、こういう質問に対しても答えられるような体制をとっていかなければならないと思いますので、これからよろしくお願いします。終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今のこれは裁決か和解かというものの件数も出てこないですか。こういうのは大事でしょうから、収用委員会というのは裁決と和解という部分でのものが出てきているわけですから、その分を、例えば過去5年分で裁決したのが何件あるのだとか、和解が今ないとかいう話をするのだけれども、それがどうあるのかということ、ぜひ資料も出してもらいたいなと思っております。和解が何もないというのも少し一起業者が示した部分で一方的な結論

になるのだったら、収用委員会ってどういう立場にあるのか、公平公正な部分からしたらどうなのかなと思いますので、この辺はまた資料を出してもらいたいと思います。それで、この中で法律、経済または行政にすぐれた経験ということになっているのですが、そして、今回皆さん全て弁護士というところがあるのですが、新たな部分で割合というのはどういう形になるのでしょうか。法律界から何名ですとか。

○小橋川健二総務部長 委員は現在7名いらっしゃいますけれども、法律分野が5名、それから経済分野が2人ということになっております。今回法律分野のお二人が任期満了ということになりましたので、新たに法律分野からお二人という提案をさせていただいた次第であります。

○當間盛夫委員 公共工事に関する部分になるわけですから、そういう用地取得の分が主になってくるはずでしょうから、この辺はぜひ土地取引の分も一先ほどもそういった経験者というところもあったでしょうから、弁護士だけで委員7名のうち5名も占めるのも少しどうなのかなと思うので、その辺をもう少し均等を保つような。不動産鑑定士も何名かいるのですか。

○小橋川健二総務部長 先ほど経済分野2名と申し上げました。そのうちの1人が不動産鑑定士でございます。

○當間盛夫委員 割合からしたら4対3かもしれないですね。法律関係に明るいということをして4にしても、3はそういう経済、行政、不動産関係という形の割合もいでしょうし、また予備にそういった皆さんがいるということもあるのかもしれませんが、その辺を少しやってもらいたいです。これは役割というのが、月1回で定例会は12回やるのですけれども、公開審議などが4回と、提訴、調整が2回。その他5回のその他とはどういうことでしょうか。

○砂川靖人事課長 所管課の事務局からの報告では、プロジェクト会議なるものですね、先ほど用地課班長から説明があったと思うのですが、そういった類いのものを集まってやっているということでございます。

○當間盛夫委員 この収用委員会でプロジェクト会議って、どんな内容になるのですか。

○大城勝博用地課班長 一般事件につきまして件数が多い場合に、3名とか4名に割り当てをして担当してもらおうというような形でやっています。

○當間盛夫委員 いいように考えて、件数が1回やるときに五、六件、十何件出てくると。それをその間にチェックしているというような考え方でもいいわけですか。

○大城勝博用地課班長 委員7名でやるとなると、件数が多いと委員の日程調整とかが難しく対応できない場合があるものですから、3名、4名で振り分けして調査とか裁決についての検討とかをやってもらうということになります。その後、定例会に上げるという形になります。

○當間盛夫委員 ちなみに、報酬はどうなっていますか。

○砂川靖人事課長 収用委員会委員の報酬ですけれども、会長が月額21万2000円、委員が月額18万円となっております。

○當間盛夫委員 私はその2通りで今やっているのかと思ったら、月額でこんなにもらっているのだなという印象もあるのですが、そういった分の提起もして終わりたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第10号議案沖縄県公安委員会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 説明資料5ページをごらんください。

乙第10号議案沖縄県公安委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、公安委員会委員1人が平成25年7月22日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により、議会の同

意を求めるものであります。

公安委員会委員は、警察法第39条第1項の規定により、県議会議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

提案いたしました、金城棟啓氏は、民間企業において経営者としてすぐれた実績を持つとともに、経済界のリーダーとして幅広く活躍しており、公安委員会委員として適任でありますので、議会の同意を得て、任命したいと考えております。

乙第10号議案の説明は以上です。

御審査をお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今の説明で、任命前5年間に職業的公務員の前歴がないものの中からというものがあるのですけれども、承認されて終わっているのですが、與儀氏は平成24年ということであれば、那覇市役所で何かをやっていたのではないですか。

○砂川靖人事課長 ここでいう職業的公務員というものは、警察官、検察官に限定されます。

○當間盛夫委員 この警察もその中の人たちということなのですか。わかりました。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 今度提案された金城氏はどこの企業ですか。

○小橋川健二総務部長 琉球銀行の頭取でございます。

○渡久地修委員 現在の公安委員会の委員長はどなたで、どこの企業ですか。

○小橋川健二総務部長 安里昌利氏で沖縄銀行の会長でございます。

○渡久地修委員 安里氏の前の公安委員長は、どなたでどこの企業の代表ですか。

○小橋川健二総務部長 先ほど安里氏と申し上げましたが、勘違いでございました。現在が翁長良盛氏。その前が幸喜徳子氏でございます。

○渡久地修委員 安里氏は委員長ではなかったですか。

○小橋川健二総務部長 その前の前です。平成21年7月から平成22年7月までの間です。

○渡久地修委員 ちなみに、その翁長氏と幸喜氏というのは、どこの御出身ですか。

○小橋川健二総務部長 翁長良盛氏は元沖縄県の教育長でございます。幸喜徳子氏は沖縄石油ガスの代表取締役社長でございます。

○渡久地修委員 いわゆる県内の銀行の代表が公安委員にずっと交代でなるといことが慣例化しているみたいだけれども、そういう慣例があるのですか。

○小橋川健二総務部長 慣例といいますか、昭和54年から銀行のトップが就任はしてきております。

○渡久地修委員 理由は何ですか。

○小橋川健二総務部長 やはり銀行業を通じて、社会経済状況全般にわたって通曉しているということが大きな理由でございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 委員の適格性に関してということではないのですが、この公

安委員会も次の教育委員会にも係る話であります、結局、県民から見て公安委員会というものは何をやっているかよくわかりません。教育委員会もそうですし。県警本部長という実質的な行政のトップがいて、教育委員会も教育長がいて、委員会というものは実際どういう意味でつくられているのか、そういう位置づけがよくわかりません。委員の適格性以前の問題として、警察または検察の職務を行う職業的な公務員の経歴がないということは結構な話ですけど、逆に言えば全く素人なわけです。この3名とも。そういう人たちが、実質的な県警本部長がいて、それぞれの部長がいて、やっている警察行政に対してどういう関与ができるのか。教育委員会も一緒ですけども、その位置づけはどうなのですか。何のためにあるのですか、公安委員会というものは。

○小橋川健二総務部長 これは警察法に定められていることですのでございますけれども、都道府県警察を管理する。これは公安委員会の任務でございますが、管理といいますのが、警察の事務の運営の準則、準拠すべき基本的な方向、または方法というものを定めると。それから、監督ということも内部的に県警察本部長を通じて警察職員を監督といいますか、そういったことをする役割でございます。

○玉城義和委員 都道府県警察を管理するなんて、そんな3名の素人が集まって沖縄の県警の何を管理するのですか。要するに、もっとわかりやすく何のためにもともと公安委員会というものはつくられたのかということなのです。教育委員会もそうですけれども。その存在意義ということが問われているわけです。そもそもそういう行政の実務者—県警本部長がいて、実際には警察行政というものはそこで全部動いているわけです。その中で、3名の素人が集まって、本当に沖縄県警の業務も管理できるのですか。そういう実質的なことが問われているわけです。だから、我々も公安委員会が何をやっているのか全然わかりません。教育委員会もそうですが。公開もされてないし。41回会議やったといっても、どういうことをやっているのか、要するにそういう素人が集まって実質的に何ができるのですかということです。どうですか、そこは。業務を詳しく説明してください。

○仲桝勝吾警務部総務課室長 公安委員会の具体的な任務、仕事ですが、毎週1回水曜日の定例会のほかに、各警察署長会議、それから表彰式典等各種行事等に出席しております。

○小橋川健二総務部長 公安委員会が置かれているということは、戦後の警察の民主化の中で、国においても警察の上に国家公安委員会が設けられました。都道府県においても同様に公安委員会を設けると。これは住民を代表する皆さん、合議制で警察を管理する一先ほども管理という言葉を申し上げましたけれども、そのための組織だと認識しております。

○玉城義和委員 全然わからないので、具体的に41回の定例会というものは中身はどのようなことをやっているのですか。

○仲桝勝吾警務部総務課室長 各部から議題として報告を受けて、それに対してコメントをしたりしております。例えば風俗営業の停止、運転免許の停止期間とか取り消し、ストーカー行為等の規制等に関する法律、それに基づく停止等に関して警察が正しく執行しているかどうかについて、裁定、決裁等をしております。

○玉城義和委員 その中で例えば県警から報告があったり、あるいは意見を聞かれて、方針と違うような決定をしたりしたことはあるのですか。要するに機能の問題です。どのくらいの権限があるかということです。

○仲桝勝吾警務部総務課室長 ほとんど警察の決裁に関して変わることはないのですけれども、公安委員会の役割自体が具体的に指示するのではなくて、警察の大綱方針を示すと。そして警察を管理するということが主な目的でありますので、具体的にこれが間違いだというようなことはほとんどないという状況であります。報告を受けてそれが全く的外れというものは今までそうありませんので、それに対して間違っているというような裁定等をしたことは、私の知る範囲内ではわかりません。

○玉城義和委員 要するに、警察行政を左右するようなことは100%ないということですね。そうすると教育委員会でもそうだと思いますが、今の公安委員会とか教育委員会というもののあり方が、戦後どういう条件でできたかというものはわかりませんが、機能としてやはり警察から出てくるものを追認するというか、要するに形式的にやっているということを今おっしゃったと思うのですが、機能というものが改めて見直されていると思うのです。そういうところでは、ほとんど県民からしても教育委員会もそうですし、公安委員会もそうですけど、ほとんど県民は関心もないし、何をやっているかもわからない。非常

に形骸化しているというか、追認機関になっているということにしかならないと感じるのです。その辺の所見はどうですか、率直に申し上げて。そうだとはいえないかもしれませんが、あり方について意見はありませんか。

○仲桝勝吾警務部総務課室長 形骸化しないように、それで報告など新しいものを毎週1回必ず各部が報告しておりますし、情報を与えないことには公安委員会が適確な判断ができないということで、積極的に情報提供、報告をして決裁等を受けております。それ以外にも各警察署を回って現場を見たり、または全国、九州との会議等を開いて、公安委員会が形骸化しないようにということでも十分やっております。警察庁のほうからも特に今、公安委員会が形骸化しないように、活性化をいかに図るかということで常に問題意識を持って補佐体制を強化するようと言われております。

○玉城義和委員 思いますけれども、たぶん戦後の憲法体制というか民主化の路線によって、過去の警察行政についての一つの歯どめというか、そういう意味で全国的な公安委員会、公安委員長含めてできたのだらうと思いますが、やはり実質的に今おっしゃるような非常に形骸化していると。それで逆に言えば、そういう定例会に出すような資料をつくるのにも、県警としては非常に手間取っているというか、時間を費やしているというか、そういうことだらうということが想定されるわけです。そういう意味で言えば、全般的な戦後体制の制度の問題ですから、県警だけで云々ということはいかないかもしれませんが、教育委員会も含めて、あり方を問われているということだけははっきりしていると思うのですが、総務部長どうですか。

○小橋川健二総務部長 これは法律に基づいている組織でございますので、あり方については各界、各層、いろいろな場面でいろいろ議論いただければいいのではないかと考えております。例えば現在の沖縄県公安委員会、沖縄県警察が住民の生活、生命、財産を守る立場でございますので、しっかりと広報を通じて県民にもやっている仕事をきちんと理解していただく、そういう努力はこれからもしていくものだと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第11号議案沖縄県教育委員会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 説明資料6ページをごらんください。

乙第11号議案沖縄県教育委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、教育委員会委員1人が平成25年2月27日で辞職したことに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、知事が議会の同意を得て任命することになっております。

提案いたしました、石嶺傳一郎氏は、民間企業の経営者であり、人格が高潔で、人材育成に定評のあることから、教育委員会委員として適任であるので、議会の同意を得て、任命したいと考えております。

乙第11号議案の説明は以上です。

御審査をお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第12号議案沖縄県公害審査会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 説明資料7ページをごらんください。

乙第12号議案沖縄県公害審査会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、公害審査会委員12人が平成25年8月3日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、公害紛争処理法第16条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

公害審査会委員は、人格が高潔で識見が高い者、具体的には、公害紛争処理について専門的知識、経験を必要とすることから、学術、法律、医療、公衆衛生部門を中心に、学識経験を有する者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

御提案いたしました12人の方々は、いずれも公害紛争処理に関し法律、医療、公衆衛生、環境問題についてすぐれた知識と経験を有しており、公害審査会委員として適任であることから、議会の同意を得て、公害審査会委員に任命したいと考えております。

乙第12号議案の説明は以上です。

御審査をお願いします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 ここで言う公害とは何を指しているのか、それから公害に係る紛争というものは、どことどこの紛争のことを言っているのか教えてください。

○古謝隆環境政策課長 まず公害といいますと、環境基本法に掲載されておりますけれども、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、それと悪臭でございます。紛争の形態としましては、民事上の紛争でございます。通常は当事者間でいろいろ交渉して解決に向かっていきますけれども、その解決に至らない場合には行政機関の力をかりて、市町村なり保健所なりで対応して紛争解決に向かいますけれども、それでも難しいということであれば最終的には裁判のほうで決着をつけます。裁判になりますと時間がかかりますので、その中間的な機関として公害審査会を活用して、場合によっては審査会の先生方から調停案を出したりして解決に向かっていただくということでございます。

○渡久地修委員 今まで紛争というものがどのくらいあって、実際に解決した

ものがどのくらいあるのか。

○古謝隆環境政策課課長 今まで公害審査会上げられた案件としましては12件ありまして、このうち2件は取り下げ等で、実質的には10件を審査しておりますけれども、全て調停で申請がなされていまして、調停成立したものが10件中6件でございます。全国的には30%くらいですので、本県の先生方は頑張っておられると思います。

○渡久地修委員 ちなみに、紹介できる事例があれば。

○古謝隆環境政策課課長 前任の審査会の先生方は7ページの資料の下の3番にございますけれども、公害審査会を3回開催しまして3件の事案を受け付けています。その事案について3名の委員、環境関係の先生1名、法律関係が1名、公衆衛生関係が1名という3名の委員で調停に向かうわけでございます。これを3件の事案について延べ19回開催しております。最近の事例ですと、食品のスーパーマーケットの機械から出る騒音であるとか、悪臭について隣接する住民が苦情を訴えましたけれども、おおむねこれについては1年半、11回調停委員会を開催しまして調停成立に至っています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に補助答弁者の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情7件の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

小橋川健二総務部長。

○小橋川健二総務部長 総務部関係の陳情案件について、お手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料に基づき御説明します。

資料2枚目の陳情一覧表をごらんください。

総務部関係の陳情は、継続5件、新規2件となっております。

継続の5件につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

7ページをごらんください。

陳情第66号私学助成に関する陳情について、御説明いたします。

県内私立学校では、建学の精神に基づき、特色ある教育を実践し、いわゆる難関大学等への進学やスポーツ等における全国的な活躍を初めとし、情操教育などさまざまな面から人材育成に実績を上げております。

このような私立学校の果たす重要な役割を踏まえ、私学助成等を通し、その振興が図られるよう取り組んでまいります。

8ページをごらんください。

陳情第67号私学生徒の健康診断費に関する陳情について御説明いたします。

学校においては、学校教育法及び学校保健安全法の規定により、毎年度、健康診断を実施することとされておりますが、その費用負担に係る法令上の定めはなく、私立学校においては、学校設置者または保護者が負担しております。県としては、児童生徒の健康診断の重要性を踏まえ、支援のあり方を検討したいと考えております。

以上、総務部所管の陳情について説明を終わります。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 この陳情66号の経常費助成費等を、国の財源と同等にしてくれということですが、これは金額的なものを教えてもらえますか。国が沖縄県のものは国の財源としたらこれだけで、でも実際、県が出しているのはこれだ

という金額を教えてください。

○比嘉徳和総務統括監 平成25年度、高等学校の1人当たり単価で説明しますと、国の財源措置が1人当たりで31万3229円というふうになっておりまして、本県の予算措置が30万9629円となっております。

○當間盛夫委員 大体これは1校当たりの金額的なものになると、どれぐらいのものになっているのですか。

○比嘉徳和総務統括監 これに生徒数を掛けるということになりますので、今、申し上げた31万3000円に対して、例えば、興南高校ですと、1000名いますと、それに31万3000円掛ける1000人というのが、興南高校にお配りする金額ということになります。

○當間盛夫委員 それはわかります。差額があるわけですから、この差額がどれだけなのかということを知っています。

○比嘉徳和総務統括監 単価で申しますと、31万3000円と30万9000円の差額が4000円程度ということになりますので、その掛ける人数ということになります。

○當間盛夫委員 4000円掛ける1000名で400万円。何でこういうことが起こるのですか。国からはそのことが県に来ているわけですよね。どうして県は4000円という差額を減額して、そういった分で私学には助成するのですか。

○比嘉徳和総務統括監 国からの財源措置については2種類ございまして、一つが国庫補助金、もう一つが交付税というような形になっています。額ベースでいきますと、国庫補助金が5万円程度で、交付税が25万9000円という形になります。このような形で計画ベースにおいて財源措置がなされるわけです。正確に言いますと一今回、平成25年でいきますと、国庫補助金が5万3329円、交付税額が25万9900円ということになります。一方、本県の予算は、国庫補助金で4万6167円を計上し、交付税では26万3000円というような形で、国庫補助金を減額して、交付税で若干上乘せするような形の予算措置をしております。なぜこのようなことをしたかということですが、国庫補助金の計画ベースの額と、実績として実際県に来る額に乖離がございまして、例えば平成22年度で言いますと、国庫補助金が5万2000円という金額が計画ベースでありましたけど、

実績ベースで、県に来る額が4万1000円と。平成23年度が5万2000円の額に対して、実績で来る額が4万2000円と。平成24年度が、国が5万2000円の計画ベースに対して、実績ベースが4万1000円ということで、2割程度下がって実際のお金に来るということになります。このようにするとき、予算の立て方として、計画ベースの国庫を見る場合と、実績ベースを見合いとして予算の立て方をする場合がございます、今回、その予算の額を勘案して、5万円という計画ベースに対して、4万6000円というような計上をしたところであります。

○**當間盛夫委員** 部長、処理概要では、それに対してどうするという処理概要が何も出ていないのですが、この4000円の差額はどうするのですか。

○**小橋川健二総務部長** 今、説明しましたように、国が予定している単価一都道府県に通知をいたしますが、結果それが文部科学省全体の予算の中でおさめようということで、8割ぐらいに圧縮されてしまうわけです。それで、予算の立て方もありますということなのですが、実際の各学校への補助金の配分に当たっては実績ベースでこれまでも配っておりますので、そういう意味では、毎年、少しずつ1人当たりの補助金はふえている状況にあります。そして、ここに書いてありますのは、今後、補助金がどういう圧縮率になるかということも踏まえて、仮に我がほうの予算額がさらに圧縮されても、予算額までは我々は確保しようではないかとか、そういった意味合いのことを書いているつもりです。

○**當間盛夫委員** ということは、その同等額まではやろうと一今年度補正でということも皆さん考えられているわけですか。

○**比嘉徳和総務統括監** 去年と今年度の沖縄県の私学の情勢は変わりませんので、この圧縮率が去年並みだとすると、ことしは4万1000円程度の国庫が来るわけですね。ところが、予算では4万6000円措置されておりますので、国の実績ベースの財源措置、ベースについては予算的には十分確保しており、財政措置分が当然お配りできるだろうと考えております。

○**當間盛夫委員** やるのかということを知っているのですが。

○**小橋川健二総務部長** 直ちに9月補正ということはお答えしにくいのですが、昨年度の実績を下回らないようにやっていきたいと思っております。

○**當間盛夫委員** 私学には、校舎の耐震がどうこうというのは、他府県にはない—法律的に私学にそういった分はない中で、県は頑張っているというところもありますので、そういったことも国からやる分はしっかりとやらしてもらえればありがたいなと思っています。もう一つ、第67号ですが、これは今、保護者が負担をしているのは、大体年間どれぐらいの金額になるのですか。学校設置者と保護者で負担というのは、どういう内訳になりますか。

○**大村敏久総務私学課長** 高等学校について見ますと、全額学校負担がゼロ、全額保護者負担が3校、一部学校負担が1校という内訳になっております。

○**當間盛夫委員** これは費用までわかりますか。全額保護者負担にしている分での保護者負担が幾らで、学校と保護者が負担している分で、学校がどれだけ、保護者がどれだけという金額までわかりますか。

○**大村敏久総務私学課長** 現在の状況を詳細には把握しておりませんが、高校での1人当たりの単価が2500円程度となっております。

○**當間盛夫委員** 1人当たり2500円が健康診断にかかるわけですね。私学で大体どれぐらいの金額になってくるのですか。

○**比嘉徳和総務統括監** 平成24年度の実績で言いますと、おおむね1500万円程度ということになります。

○**當間盛夫委員** 皆さん、処理概要で、支援のあり方を検討していきたいということですが、この大体1500万円という分は、十分今年度実施ができると考えていいのでしょうか。

○**比嘉徳和総務統括監** 健康診断というのは、法律施行令の中で6月30日までに実施するということがうたわれて、もう既に多くの高校では終わっているところでもあります。もともとこの健康診断費用というのは、私学関係運営補助ということで、24億円程度お配りしていて、その中に概念的には入っているものかなと我々考えていたのですが、こういうような昨今の状況もありますし、陳情もありまして、そのあり方等を次年度に向けてどういう形でできるか考えていきたいと考えております。

○**當間盛夫委員** 前向きにぜひ検討してもらえればと思います。以上です。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○**渡久地修委員** 部長、今の陳情第66号と67号について、基本的な点であるけれども、なぜ私学は教育委員会の範疇に入らないのですか。

○**小橋川健二総務部長** 本会議でもお答えしておりますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条で、私立学校に関することは、都道府県知事が所管ということになっております。

○**渡久地修委員** 全国的に全部教育委員会には入っていないわけですね。

○**小橋川健二総務部長** 都道府県知事に属するわけですが、知事が教育委員会に委任をしたり、事務の執行をさせることはできるようになっております。全国的に言いますと、秋田県が唯一やっております。

○**渡久地修委員** 教育委員会から外れているということにちょっと疑問を感じるのですが。それと、先ほどの31万と30万の説明で確認したいのですが、地方交付税とかありますよね—いわゆる国の算定基準の額が。この額が31万円なののでしょうか。それとも、その額があって、それで沖縄では公立高校が31万円、私学は30万円なのですか。もう一度、教えてください。

○**比嘉徳和総務統括監** 先ほど述べました財源措置というのは、国庫補助金と交付税から構成されているということで、その財源措置の国庫補助金分については、国が当初示す全国ベースの1人当たりの単価ということになりまして、もう一つ、交付税については、基準財政需要額に算定される1人当たりの単価と、それを足し合わせたのが1人当たりの財源措置となっております。31万3229円ということです。

○**渡久地修委員** 国の算定額が31万円ですよね。実際に、皆さんが、県内で公立高校に1人当たりに出している額は、幾らになるのですか。

○比嘉徳和総務統括監 私学助成に関する単価、国庫補助ですので、公立については、今承知してないところであります。

○渡久地修委員 いずれにしても、31万円が来て、出したのが30万円。

○比嘉徳和総務統括監 予算措置上は、30万9000円というところですが。しかし、実績ベースでは、先ほど答弁したように、国庫補助金分5万円が4万円に圧縮されるというのが、ここ数年の傾向ですので、実績ベースの財源措置でいえば、30万4000円程度になるのではないかと思います。

○渡久地修委員 陳情第67号について、健康診断に1500円というのですが、この健康診断というのはどのような中身ですか。

○大村敏久総務私学課長 健康診断は、一般的に身長、体重、座高、栄養状態、脊柱及び胸郭の疾患、視力検査、聴力検査、眼の疾患検査、結核検査等々となっております。

○渡久地修委員 これは子供たちにとっては、どうしても必要なものなので、先ほど、ぜひ検討すると言っていたので、次年度からでもできるように頑張ってください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時23分

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情10件の審査を行います。

なお、陳情第18号につきましては、知事公室、公安委員会と共管になっております。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 企画部に関する陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次の1ページ及び2ページに、陳情の一覧表がございます。企画部関係では、継続の陳情が5件、新規の陳情が5件となっております。

継続審議のうち、1ページの陳情平成24年第112号那覇市による一括交付金でのリース物件である銘苅庁舎への財政支出を取りやめることを求める陳情につきまして、経過・処理方針等に変更がございますので、変更部分を御説明いたします。

1ページをお開きください。

銘苅庁舎は、10年間のリース契約が満了した平成25年5月に那覇市に譲渡されたと聞いております。

県においては、平成24年12月18日に、実施設計費として1339万5000円交付金ベースの交付決定を行っております。

続きまして、3ページをお開きください。

陳情第18号米軍関係者によるタクシー窃盗・暴行事件等に対する防犯対策及び警察機関への協力強化対策におけるタクシー車内防犯カメラ設置に関する陳情について、数字の変更がありますので、その部分を含めて御説明いたします。

いわゆる防犯用カメラの設置状況について、平成25年3月末現在、社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会に加盟する車両3375台のうち1313台に設置されており、約39%の設置率となっております。

全国ハイヤー・タクシー連合会に加盟する車両への設置率は、平成25年3月末現在では約55%となっております。

それでは、新規の陳情について御説明いたします。

8ページをお開きください。

陳情第35号社団法人沖縄県対米請求権事業協会に関する陳情について御説明

いたします。

いわゆる対米請求権問題のうち土地関係等事案については、日本政府が120億円の特別支出金を公益法人に一括交付し、当該法人が被害者等を受益者とする事業を行うことで解決することとなり、この受け入れ機関として昭和56年6月1日に知事と全市町村長で構成する社団法人沖縄県対米請求権協会、以下協会という、が発足したものです。

土地関係等事案の解決に当たっては、長い年月の経過により被害事実の証明、米軍との因果関係等の立証が困難となっており、また、戦後、米国の直接統治下にあったという本県の極めて特殊な態様に鑑み、その特異性を総合的に判断する必要があったため、県知事及び全市町村長を会員とする団体への一括払いとなったものと理解しております。

協会では、このような経緯を踏まえ、県民全てが被害者であるという認識のもと、文化の高揚及び地域の振興に寄与する事業を実施しているものです。

県としましては、今後とも協会の設立経緯・目的を踏まえ、理事会を初め事務局との意見交換を密にしながら、時代に即した事業の実施を促してまいりたいと考えております。

続きまして、9ページをお開きください。

陳情第50号平成25年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情についてですが、これは、陳情は1本でありますけれども、9ページ、10ページ、11ページと全部で8項目要望は出されております。その中で、企画部関連の事案についてのみ御説明いたします。

2の高速情報通信回線網の整備に関する要望についてであります。県は、平成25年度、沖縄本島地区等超高速ブロードバンド環境調査事業により、高速情報通信回線網の整備が進んでいない伊江村を含む北部離島3村一伊平屋村、伊是名村、伊江村及び本島内の一部地域の現状調査を行うとともに、FTTHやWiMAX等の高速情報通信回線網の整備方策を検討していくこととしております。

次に、4の(1)高速大容量通信回線の整備についてであります。県は、平成25年度から平成27年度にかけて、離島地区情報通信基盤整備推進事業を実施することとしており、同事業により、沖縄本島と5つの南部離島市町村一渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、久米島町を結ぶ中継伝送路（海底光ファイバーケーブル含む。）を整備することとしております。中継伝送路が整備されることにより、南部離島市町村各地域においても、高速大容量通信回線の整備環境が整うことになり、民間通信事業者による回線網の整備が促進される

ものと考えております。

次に、4の(2)沖縄本島―久米島間の光ファイバーによるバックアップ体制の整備については、上記の離島地区情報通信基盤整備推進事業により中継伝送路が整備されることにより、本島―久米島間においては、既存の光ファイバーとあわせて、光ファイバーの2ルート化が図られ、バックアップ体制が整います。

次に、5の沖縄振興特別推進交付金、いわゆる一括交付金は、県及び市町村が、沖縄振興に資する事業を自主的に企画立案し、実施できる自由度の高い交付金で、平成24年に改正された沖縄振興特別措置法を根拠として創設され、10年間存続されることとなっております。交付金は、平成24年度、平成25年度ともに803億円が計上されており、事業の事後評価を通して、施策・事業の見直しや新たな事業の企画立案に反映させることとしております。県としましては、沖縄振興に資する事業を継続して行うべく、事業費の安定的な確保ができるよう、国に対して要請していきたいと考えております。

次に、6の離島の交通・生活コスト低減支援についてであります。県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、離島の果たしている役割に鑑み、県民全体で離島住民の負担をともに分かち合い、離島地域を支えるという理念のもとに、交通・生活コストの低減などの離島振興策を推進することとしております。交通コストの低減支援につきましては、平成24年度から一括交付金を活用し、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業を実施し、離島住民等の交通コストの負担軽減を図っております。生活コストの低減支援につきましても、離島の小売店で販売される生活必需品について、沖縄本島から対象離島までの輸送経費等を補助する離島生活コスト低減実証事業を平成24年度から一括交付金を活用し実施しております。また、石油製品輸送等補助事業につきましても、引き続き、石油製品の販売事業者及び輸送業者等が負担する輸送経費等に対し、補助を実施してまいります。

沖縄県としましては、引き続きこれらの施策を推進することで、離島住民の定住条件の整備に努めていきたいと考えております。

次に、8の地方交付税の算定面積についてであります。市町村は地方交付税の算定に関する意見を国に提出できることになっており、平成23年度に、沖縄県離島振興協議会のメンバーである竹富町からサンゴ礁海域面積の算入に係る意見の申し出がありました。しかしながら、地方交付税の算定に当たっては、客観的な統計数値が用いられており、面積については法令に基づき国土地理院の面積調べによることとされ、サンゴ礁海域面積は含まれていないという理由により、同意見は採用されなかったところです。サンゴ礁の海域面積や海岸線

の延長を地方交付税で算定するためには、海域の一定範囲を地方自治体の管轄範囲とする客観的な基準づくりや法令等の整備が必要であり、また、海域や海岸の管理等について、行政サービスを行っているという実績を積み上げるとともに、他の自治体とも連携し、標準的な行政サービスとして確立することが必要と考えます。

県としては、これら課題の解決に向け、今後の市町村の検討状況等を踏まえ、助言していきたいと考えています。

続きまして、12ページをお開きください。

陳情第63号水源基金の継続に関する陳情については、13ページの陳情第64号と処理方針が一緒ですので、一括して御説明いたします。

沖縄県水源基金は、多目的ダム建設に伴う水源地域への影響を緩和するため、生活環境の整備等、水源地域の振興対策を講じる市町村に対し、水源地域対策特別措置法に準じて助成事業を行うことを目的として、昭和54年に設立されました。しかしながら、億首ダム以降新たなダム建設が予定されていないこと、ダム建設に伴い締結された覚書に基づく事業が平成24年度で終了することなどから、平成22年9月に開催された水源基金の理事会において解散を決定し、平成25年3月31日をもって解散されました。ダム所在市町村においては、水源基金の助成により合計約25億円の基金が設置されており、森林資源の造成や地域振興等への活用が見込まれております。また、水資源の安定的確保に向けて、新たな取り組みを検討しているところであります。

続きまして、14ページをお開きください。

陳情第77号米軍基地返還跡地の調査に関する陳情について御説明いたします。

平成24年4月に施行された沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法において、国は、県、市町村及び所有者等の意見を聞いた上で、日米合同委員会で返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、汚染等に関する調査の範囲、調査方法、調査に要する期間、調査結果に基づき国が講ずる措置に関する方針等を定めた返還実施計画を策定し、駐留軍の行為に起因するものに限らず、国の責任において、返還後、所有者等に土地を引き渡す前に、土壌汚染等の支障除去措置を徹底して講ずる制度が定められております。

県は、平成25年6月12日に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会一軍転協を通じ、跡地利用が有効かつ適切に進められるよう、今後返還される施設・区域の使用履歴、土壌・土質調査情報の提供や立ち入り調査の円滑な実施、支障除去措置の徹底等への配慮を、国に対し求めたところであります。

駐留軍用地の跡地利用については、所在市町村の主体的な取り組みのもと、所有者や住民等の意見を尊重しつつ、早期かつ円滑に進められるよう、国、県、所在市町村が連携しながら取り組んでいくことが重要であります。

県としては、引き続き国に対し、徹底した支障除去措置を求めていくとともに、その実施に当たっても、所在市町村と緊密に連携をとり、県及び所在市町村へ適切な情報提供を行うよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

次に、陳情第18号について、基地防災統括監の説明を求めます。

親川達男基地防災統括監。

○親川達男基地防災統括監 それでは、知事公室が共管となっております陳情につきまして、前回の処理概要から変更しました内容について御説明いたします。

資料4ページをお開きください。

陳情第18号米軍関係者によるタクシー窃盗・暴行事件等に対する防犯対策及び警察機関への協力強化対策におけるタクシー車内防犯カメラの設置に関する陳情について、処理概要を御説明いたします。

平成25年2月13日には、在日米軍における新たな勤務時間外行動の指針等が発表され、基地外での飲酒の禁止等が実施されておりましたが、その後も住居侵入事件や酒気帯び運転事故が発生するなど、実効性の確保は不十分であると考えております。そのような中、米軍は、5月31日には、規制の一部緩和を行っております。

以上、変更箇所について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします

○山内末子委員長 基地防災統括監の説明は終わりました。

次に、陳情第18号について、生活安全企画課長の説明を求めます。

並里博生活安全企画課長。

○並里博生活安全企画課長 企画部、知事公室との共管に係る陳情第18号米軍

関係者によるタクシー窃盗・暴行事件等に対する防犯対策及び警察機関への協力強化対策におけるタクシー車内防犯カメラの設置に関する陳情につきましては、継続案件であり、処理方針に変更はありませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いたします。

○山内末子委員長 生活安全企画課長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 新規の陳情第50号、沖縄県離島振興協議会からの陳情で、6番目の交通コスト低減事業に関連するのですが、沖縄県はJTAに12.6%出資していて、経営の内容については十分熟知しておられると思います。そこで、通常運賃と離島全民の割引運賃、そして、競争価格との関連についての認識をお聞きしたいと思います。例えば、那覇一石垣間、通常運賃は2万3000円となっていますよね。空港使用料などの軽減で割引した運賃が1万6100円になります。我々は、新幹線並みの運賃ということで、一括交付金でさらに軽減措置を助成して、9400円になったわけですが、今回、格安航空会社の参入によって、この運賃が地元住民だけではなく、全ての利用客が5000円以下になったわけです。このことについて、非常に住民は戸惑いを感じています。通常運賃の2万3000円とは何なのか。そういう航空会社が、5000円以下の運賃で採算がとれるのか。県民の翼というのは、住民だけではなく、それは貨物も含めて、離島の大事な生命線なのですよ。そういう運賃の設定運用について、株主でもあり、取締役も出している県としては、どういう認識を持っておられますか。

○謝花喜一郎企画部長 我々は今、委員からもありましたように、非常勤としてですが、取締役会にも参加させていただいております。その中で、経営者側から説明がありますのは、構造改革の説明になりますけれども、なぜ構造改革

をしなければならないか。それは当然、親会社であります J A L の台所事情がありますけれども、一方で、J T A におきましても機材の変更、更新をしなければならないことが 1 点。それと、もう一つ、彼らが気にしておりましたのは L C C の参入を大変危惧しておりました。宮古への参入が—これは L C C ではありませんが、格安航空会社が入ったということで、大変危機意識を持っております。そういった中で、彼らは、どういった形で県民の足を守るかという観点から、いろいろ構造改革ということで給与削減なども踏み切っているわけですが、今般、さらにそれが石垣にも入るとということで、危機意識は相当持っております。そういった競争の中で淘汰されないように、彼らも競争に対応できるように、ぎりぎりの線を設定して今回価格を設定したと私どもは理解しているところであります。

○高嶺善伸委員 県として、2万3000円の通常運賃を4万9000円で飛ぶことになる負担というものは、これは運行を継続し、路線を継続する運賃設定だというふうに皆さんも理解した上で、推進しているのでしょうか。

○謝花喜一郎企画部長 会社側が、新しく参入する格安航空会社と競争できなければ、J T A のほうは淘汰されてしまうだろうという危機感を持った上での経営判断だと私は認識しております。ぎりぎりの線を彼らも設定してやっていて、その中で—いわゆる収入がその分減るわけですので、それをどういった形で対応するかということ、通常の収入以外のもので削減できるものはやるという中で給与削減など、徹底したコスト削減策をやった上で競争に勝ち抜こうという会社側の努力だというふうに考えておきまして、それは会社側の判断であらうと思いますし、私も非常勤取締役としてそれはやむを得ない事情だろうと考えているところであります。

○高嶺善伸委員 一路線を代表で質疑しているのですが、2万3000円で安全性とかいろいろな経営効率も含めて、この価格でなければならないと届け出たところを、5000円以下の運賃で就航しても、路線、その航路を存続することについては、問題ないという判断を持っておられるわけですね。

○謝花喜一郎企画部長 これはあくまでも、会社側の判断を私は尊重すると申し上げているわけですが、会社側も全ての便をこのようにやっているわけではなく、1週間前、3日前という形で、差があると思います。それは、新しく参入した航空会社も、朝の便、それから昼の便、夜の便で値段が違いますように、それぞれニーズに応じて細かく彼らなりにこの経営戦略を持って算定したものだと考えております。それから、安全面については、J T Aだけではなく、新規に参入した格安航空会社も安全面は確保するという前提のもとに、そのような運賃の設定がなされていると理解しております。

○高嶺善伸委員 我々も県民の翼として、航空会社及び路線をどう維持するかということで、これまでいろいろ議論してきました。ジェット機を廃止して、R A Cのプロペラに変えているところもありますし、減便という問題もあります。いかに航空会社の採算路線を、ぎりぎりに行政も応援しながら、離島の安定的な移動圏を守るかということでやってきた—2万3000円の運賃が恒常的に5000円以下で維持できるような運賃体制というのが、もし正当であるとしたら、今までの2万3000円は何だったのかと。我々がそれを軽減するために、使用料で7億円、それから一括交付金で20億円近く投入したのは何だったのかというのが問われているのです。驚いたのが、那覇から与那国にR A Cで行くのですが、このR A Cというのは航路の補助も受けている、機体の購入補助も90%以上あります。通常運賃で、那覇から与那国に行くのに3万3000円かかるのですよ。だから今、県民の中には、この運賃制度は何なのかと、みんな競争価格にして、こんなに安くで乗れるのでしたら、これにこしたことはないのではないかと、なぜそこに税金を投入したのかと我々は言われているのです。このことに対して今認識を聞いたら、驚きです。私はこのままの状態が続いたらJ T Aが赤字になって、路線撤退、減便、こういう緊急事態があったら特産品の輸送などにも大きな影響が出てくるので、今見通して路線維持はどうあるべきかという観点から、皆さんの価格体系に対する認識を聞いているのです。これで許容範囲と言うのでしたら、今までの通常運賃に対する疑念が感じられます。今から競争しても体力維持が可能だというのでしたら、我々はこれからどのような対応をすればいいかということなのです。この後起きる不測の事態というものを、皆さんが全く想定していないというのでしたら、株主及び取締役だけではなく、

交通政策の責任が問われると思います。だからこれは、慎重に答弁してもらいたいと思います。もう一度お願いします。

○謝花喜一郎企画部長 先ほども申し上げましたように、J T Aも会社は生き残りをかけていろいろ経営計画を立てております。その中で、先ほど来申し上げましたように、給与カットからいろいろなコストカットをやった上で、競争に勝ち抜くという施策を出しているわけです。一方で、このような格安航空会社が来たときに、それを座してそのまま自分たちは最初に設定したものでずっとやり抜けるかという、彼らもそれはなかなか難しいだろうと経営判断をなさった上でやっているわけです。当然その背後には、先ほど来申し上げましたように切り詰めるべきところは切り詰めた上で、ぎりぎりの運賃設定を行っていると、それを何とか切り抜けるだけの体力を、今、自分たちはつくっているのだというような話をしているわけです。それと、もう一つは、そういった厳しい中で、親会社であるJ A Lのほうと、例えばドル箱であります関空路線をJ T Aが飛ぶことを認めていただいたりとか、また、R A Cに対してはJ T Aが飛んでいた与那国線を飛ばしたりという形で、お互いにグループ内でやりくりをしていると。そういうふうに私どもは理解しておりまして、彼らも撤退ということがないようにという基本的な路線を持ちながらそういった経営戦略を打ち出していると、そのように理解しているところであります。

○高嶺善伸委員 彼らって、皆さんも経営者でしょう。私たちはという表現が本当は適切ですよ、責任をとるなら。私は新聞報道でしかわかりませんが、J T Aは大体400億円ぐらいの売り上げだとしたら、営業利益率は10%確保しなさいとJ A Lから言われて、そのような営業利益を確保するためにいろいろな努力をしているわけです。そうすると、これからの価格競争運賃ではこの10%の営業利益は確保できないと、むしろ、両先島の価格競争で年間10億、20億円の赤字を出すのだと、路線の維持や撤退そのものが問題になっているという話を見ているものですから、余りにも県が、これは競争価格だから、これについては経営努力で何とかできますという傍観者的な財務分析ではいけないと思っていますので、私は聞いているのです。本当に皆さんは、取締役会でこの価格競争が半年続けば、1年続けば、どれぐらいの赤字になり、どれぐらいの経営の

圧迫があるかというのは全く聞いていないのですか。

○謝花喜一郎企画部長 八重山はこれからの議論になるわけですが、宮古路線では、大変厳しい中で努力を行って何とか黒字を維持してきたというような決算報告を受けております。石垣についても、JTAはここ二、三年、黒字基調で進んでおりますので一石垣についてもほかの面でいろいろ切り詰めた結果だということはあるでしょうけれども、彼らは、いわゆる純利益を出すような計画案を出しているというのが、取締役会での報告であります。

○高嶺善伸委員 とにかく運賃が安くなることはいいのですよ。離島便をどう安定して、維持するかという大きな課題を抱えていて、いよいよそういう競争価格時代に入りますので、この一括交付金等を利用した財政支援をするにしても、観光客もあれば、離島住民の利便性の問題もあります。それを、ぜひ株主として、あるいは取締役として、きっちりと行政の責任が果たせるように事前に情報をとりながら、適切な指導をしてもらいたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

末松文信委員。

○末松文信委員 陳情第63号について事情をお聞かせいただきたいのですが、これは、国頭村長、そして東村長からも同じ陳情が上がっていますけれども、水源基金の継続に関する陳情です。これは、私も羽地ダム建設に当たって、この件についていろいろ議論してきた一人でありますけれども、今、沖縄県の水事情は大変よくなっておりますけれども、これは水源地域の皆さんの理解があって、ダムを整備してきたおかげだと私は思っております。そういったことで、水源基金を解散することになったという説明がありますけれども、平成22年9月に開催された水源基金の理事会において解散が決定したとありますが、この解散を決定したときの議論はどういう議論があったか教えてください。

○謝花喜一郎企画部長 当時の具体的な議事録は調べさせておきますけれども、なぜ解散したかという説明をさせていただきます。億首ダム以降、新たな

ダムの設置予定がないということで解散をしたということでございます。ただ、今、委員からの御質疑の趣旨は、団体から一特に名護とか、そういった北部の首長から、何らか基金の解散について異論がなかったのか、または、それを基金にかえ得る何か求めるものがなかったかという趣旨の御質疑だと思いますけれども、私どもの聞き及んだところでは、そういった議論はあったということをご承知しております。そういった中で、昨年でしたか、吉田委員からも御質疑いただきましたけれども、新たな仕組みを検討するというご説明をしたと記憶しております。

○末松文信委員 部長がおっしゃるように、この案件については以前から北部地域で議論が深まっておりまして、水1トン当たり、例えば1円だったり、10円だったりということで、調整措置を講ずればどうかというような意見もあつたりする中で、この問題がこれまでずっと議論されてきております。そういうことがあって、質疑するわけですが、この処理方針の後段のほうに新たな取り組みを検討しているということがありますけれども、具体的に検討は進められているのでしょうか。

○謝花喜一郎企画部長 検討は進めさせていただいております。具体的には、県と企業局、受水市町村との間で意見交換を重ねているわけですが、8月末ぐらいには一定の方向性は示したいと思っております。といいますのも、予算との関係がありますので、そういったことをターゲットにしながら、そういう作業感覚でスケジュールを進めておりますが、まず、7月中旬ころには受水市町村との意見交換を持ちたいと考えているところです。それから、下旬には、北部ダム所在市町村連絡協議会との意見交換も行いたいということで、8月上旬に受水市町村との第2回の意見交換、それから8月中旬には受水市町村との第3回の意見交換を行って、何とか新たな取り組みができるようなスキームをつくっていきたくて作業を進めているところであります。

○末松文信委員 部長の説明だと具体的な取り組みをやっておられるので、大変ありがたいなと思っておりますけれども、このところ、水資源だけではなく、ヤンバル地域というのは観光面からも重宝されていまして、今、世界遺産の指

定も受けようかという状況もあります中で、やはりヤンバル全体として、水だけではなく、どういうことができるのかということについても企画部であわせてぜひ御検討いただきたいと思っております。それで、基金条例は廃止されたのでしょうか。

○謝花喜一郎企画部長 解散した時点で、廃止されております。

○末松文信委員 基金条例も廃止されたということであれば、また、新たなスキームつくりにしても、新たな制度が必要だと思しますので、これもあわせて検討お願いしたいと思えます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 簡潔に教えてください。まず、8ページの陳情第35号ですが、対米請求権問題とありますが、具体的にどういうことか教えてください。

○謝花喜一郎企画部長 米軍統治下にあった沖縄県の中で、いろいろな被害に対する補償の議論があったわけですが、その中で、最後まで残ったものが土地関係事案であったわけでございます。全県的な取り組みがあったわけですが、なかなか個人払いについては事案が古いため、立証資料がないとか、支払いが可能と判断できる程度の資料がなく、逆に却下せざるを得ない事案が相当多数に上ったとか、さまざまなことがあり、壁が大きかったという中で、県を挙げて動きがありまして、1979年12月に政府から案が出されました。それは、この土地関係等事案につきまして、一括団体払いとするということです。それと、一括団体払いによって対米請求権問題全部の解決をしてくださいということです。それから、県と各市町村を構成員とする社団法人を設立して、国は一括してそのお金を社団法人に交付しました。社団法人は終戦から復帰までの間に、米軍等により被害を受けて、その回復がなされていないものを受益者とする事業を行うことを目的として、交付された資金を運用して、法人の目的にふさわしい事業を行うという方策が示されたわけでございます。そういっ

たことを受けて、120億円というお金が7回分割払いで政府から出されまして、その対米請求権事業が始まったということでございます。

○渡久地修委員 今、米軍占領下時代のということを言っていて、土地関係の話がありましたが、これは私は、一般質問で一度聞いたのですが、米軍占領時代に米兵によって命を奪われた人の数を教えてくださいと言ったら出てこないのですよ。部長はわかりますか、あるいは警察はわかりますか。

○謝花喜一郎企画部長 私は知りません。

○渡久地修委員 沖縄戦で亡くなった人たちのものは今でも事業をやっていて、ことしも刻銘を追加しました。そして、沖縄戦で亡くなった人たちの名前、数というのは、ほぼ調査して明らかにしているのですけれど、この米軍占領時代の27カ年間で、米兵によって何名の県民が殺されたのかというのが明らかではないのですよ。これを調査する必要があるのではないかと、これをほっておいたら、どんどん歴史に埋もれていって、今だったらまだ間に合うと思うのです。だから今、請求権問題が出たのでこれとかかわるかどうかは別にして、これはきちんと県として100%掘り下げていけるかどうかというのは、いろいろな問題があると思いますが、とにかく可能な限り、明らかにできるものは明らかにしていくと、それは約束できませんか。

○謝花喜一郎企画部長 この事業がスタートしてから3年間は、米軍による被害の実態調査事業というのが、実は行われているようでございます。その内容は、手元に資料がないので説明はできませんが、300万円余りの事業を56年から58年にかけてやっているということです。この中に、委員がおっしゃったようなものがあるかどうかの確認はまだできていませんけれども、もしそういったものがなければ、この、委員がおっしゃったような事業は、この沖縄県対米請求権事業協会で行うことも可能かなと思っております。これは、協会がありますけれども、委員からそういった意見があったことを踏まえて、私のほうからも協会のほうには申し入れてみたいと思っております。

○渡久地修委員 この社団法人沖縄県対米請求権事業協会で事務局長をやっていた方ですかね。本に出して、当時の事件について全部調べています。ところが、県も県警も公式なものとしては認めていないです。だから、きちんと27年間で本当に米兵によって何名の人が命を奪われたのかというのは、協会任せにしないで、県としてちゃんとやると。これはどこになるのかわかりませんが、警察になるのか、企画部になるのか、あるいは知事公室になるのか。きょうも3カ所来ていますので、これはぜひ。まだ、本があるので一定程度まではできます。あれは人数も出ています。たしか400件、数は覚えていませんけれども、上下の本が出ていますので、それも含めてきちんと調査するというので、もう一度約束してもらえますか。

○親川達男基地防災統括監 復帰前の事件ということで、本会議では過去に同種の質問がございましたけれども、確認したのですが、実は資料というのが、先ほどありました天願氏が著した沖縄占領米軍犯罪事件帳第1弾、第2弾があります。私も読ませていただきました。この方は、県職員のOBでございますが、復帰前からそういった部署で携わっていたということで、記したということなのですが、それ以外に公式な、公の機関の刊行物というのがなかなかなくて、こういったもので一いわゆる、本で件数というのはあるのですが、これが実際公式のものでやれるかどうかというのは、いろいろ議論があると思いますけれども、その辺公式なものがあるのかどうかについては、もう一度確認してみたいと思います。その当時確認したところでは、たしか琉球政府とか、そういったところでの統計というのは見当たらなかった状況でありました。

○渡久地修委員 そういうことをずっと放置していたら、余計、今からできなくなりますよ。今だったら、一定程度明らかにできる部分もあると思います。例えば、これだけあったら、公式的にはここまでは明らかにできますということでやらないと、歴史に埋もれてしまいます。27年間の米軍占領時代のものがあつたら、皆さんの答弁は公式な資料がないからわかりませんで、全部これでチョンなのです。暗闇の中に葬り去られるのです。だから、明らかにできる部分は、ここまでは明らかにできました、この先はなかなか明らかにできませんということでもいいので、明らかにできる部分は明らかにすると。この作業をきちんとやらないと、これは今の県政の重大な責任だと思います。

○親川達男基地防災統括監 同じような形ですけれども、本会議で質問がありました。たしかあ那个时候には、天願さんの書籍も第1弾目が出されていた当時です。そういった資料であれば、それによればというような形でありますけれども、それが実際27年間の全貌だということではないはずですから、注釈をつければそういった出典によればということは可能だと思います。それについては努めていきたいと思えます。

○渡久地修委員 私は、そういう出典によればということでもいいかもしれないけれども、県が確認したものはここまでは確認できた、明確にそこはやるとか、実際はその倍あるかもしれないとか、いろいろあるかもしれないけれども、それぐらい米軍占領下というのは大変な時代だったから。しかし、明らかになる部分はあるわけですよ。68年前の戦争、ことしにもいまだに六十何名か刻銘していますよね。そういう68年前のものはできて、40年前のものができないということはないはずですよ。証言者もいっぱいいるはずですよ。だから、そこはやるとしたらどこが担当するのですか。

○親川達男基地防災統括監 にわかではできないですけれども、現在は米軍基地関係については知事公室がやっております。それが、復帰前ということでそれも含めて研究してみたいと考えております。

○渡久地修委員 いずれにしても、これは明らかにすると、そのために努力するというところでいいですね。

○親川達男基地防災統括監 もう一度、その辺できる範囲で確認してみたいと考えています。

○渡久地修委員 これは、すぐこの1年でできる作業ではないと思えます。そういうきちんとした部署をつくって、5年ぐらいかかるかもしれない。それぐらいでもきちんとやらないといけない事業だと思えますので、ぜひやっていただきたいと思えます。あと、最後に陳情第77号、サッカー場でドラム缶が出た問題です。これは県として、例えば、枯れ葉剤とかいろいろな汚染物質というものを県民がとても心配しています。このようなものが出たときに分析とかというのを県独自で調査する能力というのはないのでしょうか。

○仲宗根一哉環境保全課班長 分析項目にもよるのですが、いわゆる人の健康

保護に関する項目—28項目については、ほとんど県の衛生環境研究所でも分析は可能です。ただし、ダイオキシン類の分析に関しましては、国の審査を受けて、資格を持った業者しか今のところ分析はできません。

○渡久地修委員 沖縄の返還問題、これから大きな事業です。そして、返還されたところも今度みたいに出てくるということで、これは全国にはないような、沖縄とは特殊なところだと思います。そういう意味では、例えば企画部だったら、今までいろいろな遺伝子解析の機械とかを導入してやったりしていますよね。だから、そういう専門の特殊な機械もどれぐらいかかるかわかりませんが、導入して、専門家も県に配置することぐらいやらないといけないのではないかという気もするのですが、その辺はどうでしょうか。

○仲宗根一哉環境保全課班長 検査体制につきましては、今後、国の責任で返還跡地に一返還が予定されている土地につきましては、返還に伴って詳細な環境調査、土壌汚染調査が入ると思いますので、その中で徹底して分析はされていくものと考えております。

○渡久地修委員 国の責任といって今までやられていないからみんな不信を持っているわけですよ、北谷町にしたって。今度の問題でも、出てきた物についての検査に関しては、防衛局がやるのですよね。県はやらないのですよね。

○仲宗根一哉環境保全課班長 県としましては、周辺環境に汚染がないかどうかを確認する意味で、地下水等の周辺環境調査を沖縄市と連携しながら実施しているところです。土壌汚染調査とドラム缶の付着物の調査に関しては、沖縄市と沖縄防衛局が連携をして、調査を実施しております。

○渡久地修委員 部長、きょうは終わりますが、沖縄のこれからの大きな問題なのですよ、特に返還跡地の問題は。これを全部、国、国、国というのも一当然、国の責任が大きいからやるのですけれど、県独自としても、この大切な問題での一要素するに、専門家の養成、特に汚染問題、ダイオキシン問題、そして検査体制、検査機器とかというのは必要ではないのかなと思うのですが、これはできれば検討をしてもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。

○謝花喜一郎企画部長 今後の返還後の新たに返還される跡地の現状回復措置は、国が徹底してやっていただくというわけですが、既に返還された跡地でこ

のような疑義が生ずるということ自体、ゆゆしき問題だと思っております。今、委員から御意見のありました件につきましては、後ほど、環境生活部長ともよく議論をして、検討させていただきたいと思っております。

○**渡久地修委員** ぜひ沖縄県として、県民に対してここは大丈夫ですと、私たちはやっていますというように、説明できるような専門家の養成、体制、検査機器をそろえると。これからとっても大きな何年続くかわからないものですから、これはぜひやってもらいたいと要望して終わります。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○**吉田勝廣委員** 陳情第77号ですけれど、磁気探査はやっていなくて、工事中に見つかったと言っているのです、一括交付金は磁気探査をするまでは経費として認められていないのですか。

○**親川達男基地防災統括監** 今の御質疑は、通常磁気探査事業だと思われませんが、現在、公共事業、それから去年から住宅建築に係る事業についても、磁気探査を行っています。今回の沖縄市のドラム缶については、まだ結論は出ていないようですが、この分析結果を踏まえて、磁気探査についても検討するという事です。それと、現在、県が進めている事業でもってやるかどうかについては、ちょっと確認させてもらいたいと思います。いずれにしても、磁気探査について必要性があるかどうかについて、あれば市のほうは取り組みたいという意向があるようです。

○**吉田勝廣委員** 例えば、北中城の泡瀬ゴルフ場返還跡地の例を挙げても、ゴルフ場として使っていたところが、磁気探査をしたらぼんぼん出てきているわけですね。それで、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律でいろいろ要請をして、それができるようになったわけです。那覇新都心もそうです。那覇新都心はまだ法律ができないものだから、自分たちでやったというのがあるわけです。だから、そこを沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法が施行される前の基地跡地だとしても、この磁気探査とか、こういうことが補助できるような仕組みをつくらないと。私たちが法律をつくるときに、この法律の施行は過去には及ばなかったわけだから。そこを、まだ沖縄というのは特殊性があって、

何とかしないといけないのではないかなと。もし、そういうことがあれば、沖縄市は予算措置をして、磁気探査をやったと思います。一括交付金だから制約があって、予算がないために、サッカー場で使っていたから大丈夫だろうという想定のもとに磁気探査を入れなかったのではないかなと推測をするわけです。そこにある程度の予算措置があれば一基地の跡地で磁気探査をしていないのだったら、やっぱり磁気探査をしよう。これはやはりやばいですよね、こういうのは。恐らく、今からでも出てくる可能性があるので、磁気探査をして、そして次の工事に取りかかるということでないといけないのかなという感じはします。

○謝花喜一郎企画部長 不発弾の対策としての磁気探査事業、先ほど親川統括監からもありましたように、既にいろいろ公共事業にも実施できるようにということで、広くやっております。基地跡地だったものについて、例えば事業をやるときには、磁気探査を導入できるような仕組みというのをもう少し整理すべきではないのかという趣旨の御質疑だと思いますが、それはごもっともな御意見だと思いますので、磁気探査事業を実施している知事公室と意見交換をして、そういった事業も可能な限り事業化できるようにしていただくように、私からも申し入れたいと思っております。

○吉田勝廣委員 次の陳情第63号、先ほど質疑がありましたけれども、水源基金の継続に関する陳情。水源基金の関係ですけれども、これから新しく取り組もうとしていて、それは結構なことだけれども、例えば、企業局が各市町村に支払っている、いわゆる固定資産税にかわるもの—これから恐らく基地を持つところでも、基地の中に建物をつくったときには、それにかわるものとして出しているわけだから、それは当然のことだと認識はしていますよね。そのほかに、水資源というのは、水を活用する那覇だとか、南部市町村とか、ダムのないところの受益者たち、そういう人たちがダムとかを維持するために、やはり何らかの形で出そうではないかと。そうしてきますと、電気事業もそうなるわけですよね。例えば、原発。原発は福島県にあり、あるいは新潟県にあり、かなり遠いところから送電していくわけです。そういうところにもちゃんとそのような電気を使う方々が、その辺の電気事業とか—いわゆる原発をつくるときには相当市町村にお金がかかるわけです。発電所をつくる場合にも。そういう意味からすると、水を使う側が、ある程度基金を出し合って、いわゆるダムの所在地にある市町村に一定程度のお金は支援するとか、あるいはもう一つは、沖縄県が支援するとか、このような仕組みというのは、至るところにある

のです。だから、そのところをぜひいろいろな会議の中で強調すべきではないのかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○謝花喜一郎企画部長 実は、そういったものはあります。委員がよく御承知だと思いますが、国有財産の交付金などがあり、これが払われているわけです。ですから、逆にこれがあるがゆえに、さらに負担するののかという意見も実はあったりするわけです。それで、さまざまな意見があって、全国的にも事例がないものですから、大変我々も実は受水市町村との意見交換も丁寧にやらなければならないというふうに考えているわけですが、その中でやはり議論が出るのが水源の涵養というのは大変大事だと、国土の保全にも資するのだというようなことを受水市町村—これは中南部の都市地区の市町村ですが、このような自然環境の保全とかいうものには、ある程度の理解は得られるのかなという感じはしています。その辺のところを一つのキーワードにして、実は受水市町村との意見交換を重ねていこうというふうに考えているところであります。

○吉田勝廣委員 誰もお金を出すのは嫌なのですから、それを合理的に説得するかというのは、これは副知事がトップだったわけですから、それをいかにして説得するかということだと思えます。頑張ってください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

休憩いたします。

(休憩中に、企画部長から末松委員の質疑に対する答弁訂正の申し出があり、委員長が許可した。)

○山内末子委員長 再開いたします。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 先ほど、末松委員から条例は廃止されたかという御質疑がありましたが、沖縄県水源基金は、財団の基金ということでやっておりますので、県の条例の廃止はございません。おわびして訂正させていただきます。

○山内末子委員長 以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に説明員の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、陳情第18号を除く知事公室関係の陳情7件の審査を行います。
ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。
継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

なお、継続の陳情のうち、4月1日の組織改正により、経済労働委員会から本委員会に所管変更となった陳情2件については、改めて説明をお願いします。
又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続4件、新規4件の合計8件となっております。
そのうち継続の陳情第18号につきましては、先ほど企画部との共管として御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

また、同じく継続審議となっております陳情平成24年第122号につきましては、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

残りの継続陳情2件につきましては、交流推進課の文化観光スポーツ部から知事公室への移管に合わせて、経済労働委員会から総務企画委員会へ移管となりましたので、改めて御説明いたします。

資料3ページをお開きください。

陳情平成24年第184号尖閣諸島、沖縄は、日本の領土である、中国の理不尽な行為や侵略行為は絶対に許さないという決議を求める陳情について、処理概要を御説明いたします。

尖閣諸島については、日本政府が「日本の固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところで、現に我が国はこれを有効に支配している

ことから、尖閣諸島には領有権の問題はそもそも存在しない。」という見解を表明しております。

県としましては、尖閣諸島は沖縄県石垣市の行政区分に属する日本の領土であると政府と同じ見解に立ち、今後も国によって適切な管理がなされるものと考えており、県民大会を実施することは考えておりません。

なお、本県漁業者の安全確保については、これまでも日本政府に対して万全を期するために適切な対策を講じるよう、継続して要請を行っているところです。

続きまして、資料4ページをお開きください。

陳情平成24年第185号尖閣諸島、沖縄への中国の領海侵犯・侵略行為は絶対に許さない県民大会の開催を求める陳情については、陳情平成24年第184号と同様の処理概要となっておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、新規陳情につきまして御説明いたします。

資料5ページをお開きください。

陳情第39号4・28主権回復の日式典に対する抗議と撤回を求める陳情について、処理概要を御説明いたします。

1952年4月28日はサンフランシスコ平和条約が発効し、我が国の被占領状態が終わり、戦争で途絶えていた外交関係が回復し、国際社会に復帰した日とされております。

一方で、県は、沖縄の施政権が切り離され、基地問題を初めとする今日に至るさまざまな問題の原点となった日であると認識しております。

政府主催の主権回復・国際社会復帰を記念する式典については、県民の中にさまざまな思いや意見があることを踏まえつつ、開催の目的、全47都道府県が参加していること等を勘案し、高良副知事を出席させたところです。

続きまして、資料6ページをお開きください。

陳情第43号尖閣諸島における中国公船領海侵犯等に対する対策を求める陳情について、処理概要を御説明いたします。

尖閣諸島をめぐる中国との関係悪化は、県民に不安を与えるものであり、日中両政府の冷静かつ平和的な外交によって、一日も早く関係改善を図ってほしいと考えております。

県としましては、尖閣諸島周辺海域における昨今の状況を踏まえ、外務省や

農林水産省、海上保安庁などに対して本県漁業者の安全操業の確保について万全な対策を講じるよう、機会あるごとに要請しているところであります。

続きまして、資料7ページをお開きください。

陳情第46号尖閣諸島における中国公船領海侵犯等に対する対策を求める陳情については、陳情第43号と同様の処理概要となっておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、資料8ページをお開きください。

陳情第50号平成25年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情について、処理概要を御説明いたします。

初めに、1の台風災害による支援策についてであります。

災害復旧制度の改善については、全国知事会から積極的に国への要請を行ってきたところであり、平成22年には過疎地域など財政規模の小さな市町村を中心に甚大な被害が発生している場合に対処するため、局地激甚災害指定基準の緩和が行われております。

昨年、本県においてもこの基準が適用され、台風15号により被災した3村が局地激甚災害の対象区域に指定されております。

県としましては、災害復旧制度を積極的に活用して台風災害に対する早期の災害復旧に務めるとともに、全国知事会を通して、国に対し災害復旧制度のさらなる充実改善等を要請していきたいと考えております。

続きまして、3の久高島急患の海上輸送についてであります。

久高島を含めた本島周辺離島からの急患搬送は、自衛隊法第83条に基づく県知事からの災害派遣要請により、陸上自衛隊が実施しております。

第十一管区海上保安本部の巡視艇による急患搬送は、陸上自衛隊の輸送機が離着陸できる場所がなく、他に代替措置がない場合に例外的に、沖縄県内における急患搬送等の救援に関する申し合わせに基づき実施されております。

久高島におきましては、輸送機が離着陸できる場所が確保されているため、陸上自衛隊による急患搬送が実施されております。

県としましては、急患搬送に支障が生じないように陸上自衛隊及び第十一管区海上保安本部などの関係機関の協力のもと、引き続き、急患搬送体制の充実強化に努めてまいります。

最後に、7の防災施設整備事業補助事業についてであります。

離島における消防体制の充実のため、各種インフラの整備が重要と考えております。

県としましては、石垣市が各種補助金、起債等を適切に活用し、インフラ整備が実現できるよう、協力してまいりたいと考えております。

以上、知事公室所管に係る陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 新規の陳情第50号の7について、県で協力していけることというのは、どういうことがございますか。

○又吉進知事公室長 各種インフラの資機材、消防体制の充実というのは、もちろんこれは市町村が主体的に行うという考えなのですが、各種補助金、さまざまな庁舎あるいは車両資機材に対し、それぞれ補助制度がございますけれども、県としましては、例えば、一括交付金をもし仮に石垣市が活用して、各種インフラ制度をしたいと言った場合には、内閣府との調整でありますとか、あるいは市の財政負担が最小になるような方策というのを一今は具体的にどうだということは、まだ上がっておりませんので、言えませんが、それは連携してやっていこうということでございます。

○高嶺善伸委員 空港跡地を利用してつくるような話を聞いたことがあるのですが、そこは国有地が6割、県有地が3割、ほとんどが国、県のもので。そういう意味では、土地の交換分合であるとか、いろいろ課題があるやに聞いていますが、移転の用地確保等については、もう話がついているのでしょうか。

○又吉進知事公室長 そのあたりの所管が土木建築部、そういうところで調整していると聞いております。まだ、知事公室が持っている、あるいは所管して

いる部分でそのような具体的な話はありません。ただ、石垣市の一報とか、そういうものはしっかりと受けとめていきたいと思います。

○高嶺善伸委員 今、空港課が管理してフェンスを設置し、無人状態になっているのですよ。そこに今、離島からの急患へりの場外離着陸場みたいに使っているのですが、この運用というのは、照明であったり、フェンスの開閉とか、危機管理とかいろいろ問題があると思いますが、どのように皆さんは関与しているのでしょうか。

○又吉進知事公室長 そのほかにも急患搬送等につきまして、今、実際にその土地を管理している土木建築部と、福祉保健部といったところで検討されているやに聞いております。今はまだ、知事公室では、御質疑の件に十分答えられる材料がないのですが、十分に部局間で連携をとっていききたいと考えております。

○高嶺善伸委員 要望しておきますが、土木建築部、福祉保健部、企画部、あるいは知事公室、みんな縦割りで連携が全くないのですよ。特に土木建築部は、ここを更地にする3年間は一空港跡地利用というのは想定していないのですよ。そういう意味では皆さんの防災管理という意味でも、消防庁舎の移転というのは大事です。ほかに八重山病院の移転の問題もあるのですが、全く敷地の問題で話がついていない。ぜひ、横断的な協議ができるように消防庁舎の移転がスムーズにできて、離島の急患へりなどもあわせて管理ができるようにきちんと連携をとってください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 交流推進課が知事公室に所管がえになっています。国内外の交流ということなのですが、非常に幅広いですね。国内外の交流とはどの分野までかわるのですか。

○又吉進知事公室長 交流推進課を知事公室に移管した一交流というものは少し観光という色が強かったと、それはそれで非常に大事なのですが、やはり観光は観光という視点からの交流があると。その他の、例えば、人材の育成でありますとか、医療福祉、国際交流というのは極めて重要なことですので、知事

公室で一元的に考え方をまとめようということです。国内につきましては、沖縄県は友愛県というのがございまして、福島県、兵庫県との交流を活発にしております。そういったことも含めてやっていこうということでございます。

○**渡久地修委員** 尖閣に関する陳情が多く出ておりますが、尖閣は当然日本の領土であるということは、我が党もそうですし、沖縄県議会もそれで一致していますし、ましてや実効支配しているところを力でこれを変更するということは絶対許されることではないと。それは共通の認識ですよ。

○**又吉進知事公室長** やはり平和的な外交で解決するという点では、今、委員がおっしゃったとおりです。

○**渡久地修委員** それだと平和的な問題で解決すると、それは中国にも求めないといけないし、日本にも求めないといけないと。それで県が確認しているかどうか確認したいのですが、この前NHKテレビのニュースで中国船が入ってきたということでやっていたのですよ。ただ、今まではこれで終わっていたのですが、その後に日本のいろいろな民間の団体が、漁船を借りて向こうに入っていたと。だから、中国船が領海にことし入ってきたと一向こうに行ったときに入ってきているというニュースをやっていたのですよ。その辺、事実かどうか確認はしていますか。

○**又吉進知事公室長** さくらネットワークでしたか。そういう団体が、尖閣諸島に接近をして、それに今、中国の領海侵犯船が対応したという事態があるのは承知しております。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○**吉田勝廣委員** 陳情50号平成25年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情、これは防災関係で、有人離島でへりが離着陸できないということがあるのでしょか。

○**又吉進知事公室長** 全体にどこどこがという資料はないようですが、津堅島はないということでございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に説明員の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、陳情第18号を除く公安委員会関係の陳情2件について、審査を行います。

ただいまの陳情について、交通部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

砂川道男交通部長。

○砂川道男交通部長 お手元の沖縄県公安委員会の陳情経過・処理方針をごらんください。

処理経過及び処理方針について、御説明をさせていただきます。

公安委員会所管に係る陳情平成24年第96号那覇市松山において生活空間としての道路の規制を求める陳情、及び陳情平成24年第187号信号機設置に関する陳情につきましては、継続案件であり、処理経過及び処理方針に変更はありませんので、御説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣良俊委員。

○新垣良俊委員 陳情平成24年第187号ですが、3番目の国道507号バイパスと津嘉山西線の交差点ですが、その信号で、歩行者の場合、押しボタンの要請がなかったかどうかですね。現在は、両方、車をとめて、これがあるのですが、昼間は通る人がいないのですよ。朝と夕方は学生、それから保育所の保護者とかがいるのですが、昼間は人が通らないものですから、歩行者がいないということで、これは津嘉山のほうからも出ていなかったかどうか、委員会のほうからもなかったかどうか。

○野原淳交通規制課管制官 今、御質疑されたのは3番ではなく、1番の津嘉山保育園前の交差点のことだと思われまますけれども、そちらのほうには今既に信号機がついておりまして、こちらのほうは歩車分離式信号機という形で整備をさせていただいております。押しボタンの要請があったかという話でございませけれども、要請の中には押しボタンという要請はございませんでした。

○新垣良俊委員 押しボタンで変更できないかと質疑したのです。

○野原淳交通規制課管制官 昼間の時間帯に歩行者が少ない、歩行者がいない状態で車が待たされるというような状況も、確かにあるのだということは認識しております。押しボタンの設置につきましても、検討していきたいと考えております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 陳情平成24年第96号ですが、前も議論をしたときに、皆さん方が、その販売店に行って、こういう陳情が出されているので改善してほしいということをちゃんとやるべきではないかと、多分、皆さん行って要望にちゃんと対応したわけですよ。その旨を陳情者にも伝えたのでしょうか。

○伊波一交通部交通規制課長 本件については、確かにおっしゃるとおり当課並びに那覇署のほうから、周辺の方々には説明を申し上げましたけれども、今のところ、委員の御指摘のとおり、本人に対する説明というのはまだ確認がとれておりませんので、確認したいと思います。

○渡久地修委員 いずれにしても、そこの販売店に関しては、皆さん方がきちんとそういう陳情が出ているということで配慮してほしいということで言ったところ、注意して努めるという回答があったと。もうあれから1年たっているということで、皆さん方としては、これは解決したと判断しているのでしょうか。

○伊波一交通部交通規制課長 本件につきましては、この陳情の後にも、販売店に対する要請も行いまして、その後、住民等からの苦情、要望等の状況も確認をしておりますけれども、本人を含め、付近住民からの同様の要望というのは現時点ございませんので、現時点ではその要望は解決されたものと考えております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に説明員等退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩します。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

これより、平成25年第1回議会乙第11号議案の採決を行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、平成25年第1回議会乙第11号議案沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○山内末子委員長 挙手多数であります。

よって、平成25年第1回議会乙第11号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第2号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例及び乙第3号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例を採決いたします

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第2号議案及び乙第3号議案の条例議案2件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第9号議案沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案は、同意することに決定いたしました。

次に、乙第10号議案沖縄県公安委員会委員の任命について同意することに御

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案は、同意することに決定いたしました。

次に、乙第11号議案沖縄県教育委員会委員の任命について同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案は、同意することに決定いたしました。

次に、乙第12号議案沖縄県公害審査会委員の任命について同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案は、同意することに決定いたしました。

次に、陳情等の採決を行います。陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものと決定した陳情25件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 山内末子